

議 事 日 程 第 3 号

平成24年6月13日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	佐藤	兵	議員	2番	高橋	義和	議員
3番	小久保	広信	議員	4番	我妻	徳雄	議員
5番	木村	芳浩	議員	6番	高橋	嘉門	議員
7番	小島	卓二	議員	8番	高橋	壽	議員
9番	白根澤	澄子	議員	10番	佐藤	忠次	議員
11番	遠藤	正人	議員	12番	堤	郁雄	議員
13番	工藤	正雄	議員	14番	齋藤	千恵子	議員
15番	島軒	純一	議員	16番	海老名	悟	議員
17番	相田	克平	議員	18番	渋間	佳寿美	議員
19番	相田	光照	議員	20番	中村	圭介	議員
21番	山村	明	議員	22番	鈴木	章郎	議員
23番	山田	富佐子	議員	24番	佐藤	弘司	議員

欠席議員(なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市立病院局長	加 藤 智 幸	教育委員会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農業委員会 事 務 局 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前10時00分 開 議

- 佐藤 兵議長 おはようございます。
ただいまの出席議員は24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 佐藤 兵議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可します。
一つ、「新文化複合施設」建設場所の選定について、外1点。15番島軒純一議員。

〔15番島軒純一議員登壇〕（拍手）

- 15番（島軒純一議員） 皆さん、おはようございます。

一新会の島軒純一です。

さて、市民の皆さんに期待される議会の役割とは何でしょうか。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主立法権が拡大していることから、市民の声を議会で議論し、政策立案機能を持った活動ができることや議会の議論の経過、結果について説明責任を果たすことなど、議会がみずから行動することが近年特に求められています。一方、首長には、その団体の統括代表権を初め、予算の調整、提案、執行権を握るなど、現実面においては強大な権限を有しております。そのため、議会が適切にその権能を行使しながら首長を監視していくことこそ求められる議会の姿であり、対等に議論をしていく環境が整うことになるのだと思っています。我々議会は、それほどに厳しい使命を負っているのです。

そのような思いで、このたびの新複合施設建設にかかわる予算審議に対する市長の説明や、その後のテナントビルが退去しないことに端を

発した建設場所の変更は、口では「市民が主役」などと言いながら、御自身が議会のチェックを受ける立場であることを忘れ、「全ては私が決める」的な行動であったと言わざるを得ません。中心市街地活性化のために深い議論をしてきた2年間の当局と議会の努力を何とお考えでしょうか。先ほどから申し上げますように、市長は議会の議論と議決を受ける立場であり、そこには市民の存在があるということ深く認識しなければならないと思います。

そこで、このたびの質問は、行政を行うものの責任とは何か、また余りにも議会への説明が誠実さを欠いているか、または事実を故意に隠して予算計上したのではないかとの疑念から議会との信頼関係が崩れ、今後の予算審議等における議論やチェック機能が果たせるかという重大な懸念が出たこと、また建設地の変更案が余りにも目まぐるしく短期間で示されたため、その建設場所変更がどのように変わっていった、現在どのような状況にあるのかを理解されていない市民の方も数多くいらっしゃることも、また今まで中心市街地活性化のためには必要であるとしてきた「まちの広場」や、これから造成予定であった「仮称まちなか歴史公園」を潰しての建設案も提示されていることから、本来の目的である中心市街地活性化にどのような影響を与えるかなどについて質問をさせていただきます。

なお、昨日の山村議員の質問と同じような趣旨の質問もありますが、私なりの思いに基づき、なるべくわかりやすく質問したいと思いますので、どうぞ皆さん御容赦をお願いしたいと思います。

まず、当初建設予定地が変更になるまでの経緯についてであります。

二つ目は、議会への報告はおくれたのか隠したのかであります。

三つ目は、市民への説明はどのように行ったのか。

四つ目は、3候補地表明までの経緯について。

五つ目は、今後の市民や議会への説明と議論はどのように行っていくつもりでいらっしゃるか。

最後に、用地決定の判断基準は何かの六つであります。

次の質問ですが、都市計画マスタープランの見直しについてであります。

都市計画マスタープランは、計画期間を平成12年から平成32年までのおおむね20年間とし、中間年次として平成22年を設定し、社会情勢の変化を踏まえながら必要に応じて見直しを行うとしてきた計画でありました。この間の社会的・施策的環境の変化についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

また、中心市街地活性化を唱え、コンパクトシティーを推し進め、公共施設の中心部への再配置を言っておられる状況で、見直しの基本的な考え方をお示しいただきたいと思っております。

今までの議論の中で市長は、再配置についての方針については何ら示すことなく、「公共施設の再配置は建てかえの時期に考える」と、全く行き当たりばつりの答弁を繰り返してきました。本来、まちづくりは、市の将来像を考え、計画的に進めてこそ投資効果の高いまちづくりができるのだと思っております。しかるに、現状では、とりあえず図書館を再配置したいということだけを示しています。それも無責任きわまりない行政運営により、どうなるかわからない状況であります。このままでは、どのようなコンパクトシティーができて上がるのかわからず、まちなか居住の推進もままならない状況であります。今回の見直しによって明確な計画を市民に示して、市民がどのようにまちなか居住に対応したらよいのか、また商業者の方たちがどの程度の投資をいつまでにすべきかを判断できるようにすべきだと思っております。

次に、見直す方向性が本当に市民のためにな

るかをお聞きいたします。

モータリゼーションの変化に対応すべく、バスの運行改善が叫ばれ、オンデマンドによる運行や本数の改善などが言われていますが、少子高齢化を前にしながらも相変わらず車による移動手段が多く、乗る人がいないから便数がふやせない、便数が少なく値段が高いから車に頼ると、まるで「鶏が先か卵が先か」に似たような状況であると思っております。

また、このようにバスに頼り切れる状況ではないのに建てかえをしようとしている中心市街地の新市営駐車場も、以前と同じ台数、150台の駐車スペースしか確保していない計画であります。今まで示された計画との整合性をとりながら、本当に市民のための見直しになるのかをお聞きしたいと思います。

以上で壇上からの質問にさせていただきます。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの島軒純一議員の御質問にお答えをいたします。お答えのうち、新文化複合施設建設場所の選定につきましては、詳しいことにつきましては部長よりお答えをいたします。

初めに、変更に至るまでの経過であります。ポポロ用地に新図書館・市民ギャラリーの整備を進めるべく都市再生整備計画を策定し、平成22年3月に国土交通省より認定をいただきました。また、ビル所有者と本市でさまざまな協議を行うとともに、テナント側にも市として事業の協力をお願いしながら新文化複合施設整備事業について進めてまいりましたが、ビルに入居しているテナント1社の立ち退き交渉が難航し、建設地の変更を含めて検討をせざるを得ない状況になっております。

次に、議会への報告がおくれたことについてお答えいたします。

ことしの4月に入り、ビル所有会社から契約

期限までに立ち退き交渉が解決する見込みがないことから訴訟の手続を進めるとの判断に至ったとの話をお聞きし、4月20日に全員協議会を開催していただき、これまでの経過と今後の進め方などを御説明させていただいたところであります。

市といたしましては、契約期限まで交渉がまとまることを期待して当初予算を計上いたしました。これは、民衆の交渉期間中においては交渉に悪影響を及ぼすようなことは避けるべきであるとの考えから報告が新年度になってしまったものであります。

振り返ってみますと、今回選択した判断のほかにも、このような事態が発生する危険性を考慮して別の選択肢もあったのではないかという反省もいたしております。

続いて、市民の方々への説明についてですが、6月1日号の「広報よねざわ」では、おわびとこれまでの経過について掲載いたしました。また、4月、5月の2回にわたる議会への報告の後には記者会見を行い、マスコミを通じて市民の方々へ状況をお知らせしたほか、4月下旬から5月上旬にかけて、これまで計画づくりに参加してこられた中心市街地活性化基本計画や新図書館・市民ギャラリーの検討委員会等の委員、そして商工会議所を事務局とする中心市街地活性化協議会の委員の方々に経過などを御説明し、あわせて御意見をいただいたところであります。

次に、3候補地を表明するまでの経過についてお答えいたします。

ポポロビルにつきましては、ただいま御説明しましたように、テナントとの立ち退き交渉が4月22日の契約期限まで解決する見込みがなくなったことをお聞きして、庁内において新たな候補地の検討を行いました。検討に当たっては、計画期間である平成26年度までの完成とまちの顔となる中心市街地の活性化を図るための文化

施設という基本的な考えのもと、用地取得に当たって課題がないことなども考慮した結果、本市が所有している「まちの広場」を候補地として議会へ御説明したところであります。

また、その後、議会や市民への説明会の折に歴史公園を候補地にという御提案もいただきましたことから、現時点でこれらの3カ所を現実的に可能性のある候補地として挙げさせていただいたところであります。

続いて、今後市民、議会への説明と議論をどのように行っていくかについてですが、このたびの問題につきましては、用地交渉が難航していることを議会へ報告するのがおくれたこと、建設地の変更をするに当たり十分な調整を行わなかったことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

今後は、限られた期間の中で新文化複合施設をどのように整備していくかという基本方針を定める必要があることから、議会の中で新たに議論する場を設定していただき、議会のさまざまな御意見をいただきながら一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

また、この議論をいただく途中段階で、広く市民の方々の御意見をいただくようなことも行っていかなくてはならないと考えております。

続いて、用地決定の判断基準についてお答えいたします。

現時点では三つの候補地を挙げているところですが、それぞれに課題があり、今後これらを整理しながら議論していきたいと考えております。

この新文化複合施設は、中心市街地の活性化を図ることはもちろんであります。ほかにも教育・文化の向上のためにも重要な施設であります。これらの本来の目的に加え、現実的には、建設時期はいつになるのか、その財源をどうするのか、またポポロビルを含めた防災街区の将来像をどう描いていくかなども建設地を判断す

る上での大きな要素でありますので、これらを総合的に検討していくべきものと考えております。

次に、都市計画マスタープランの見直しについてお答えをいたします。

米沢市都市計画マスタープランは、平成12年3月に平成12年から32年までの20年間の計画として策定したもので、社会情勢の変化を踏まえながら必要に応じて中間年次に見直しを行うこととしております。

マスタープラン策定時点では、どちらかというと拡散型都市構造を指向しておりましたが、その後の人口減少、少子高齢化社会の到来や経済状況の変化、本市の上位計画であります「まちづくり総合計画」や「国土利用計画」での「コンパクトなまちづくり」、いわゆる集約型都市構造への移行など、社会情勢や施策の変化に伴って見直しを行うべきものと認識しております。

今後、米沢市都市計画マスタープラン検討委員会を設立し、その意見を踏まえて、見直しの最終的な取りまとめを行う予定であります。

次に、見直しの基本的な考え方についてありますが、現在のマスタープランにつきましても、将来の人口増を見込んで新たな住宅地整備や産業基盤の確立を計画に盛り込むなど、都市の拡大を目指しておりました。しかし、今後の人口減少、少子高齢化社会に対応した計画が必要であると考えておりますので、コンパクトなまちづくりを基本としながらも、長期的・広域的な視点に立った公共公益サービス機能の適切な配置や市域全体の人の流れや地域の特性を考慮して、機能分化という観点から、市街地と郊外の整合性を図りながら、地区ごとの特徴をさらに生かすべく、見直しを行いたいと考えております。

今回の見直しでは、高齢者を含めた多くの人暮らしやすい、多様な機能が集中する中心市

街地を核とした、密度の濃い、コンパクトなまちの形成を目指すことにより、社会資本整備、自治体経営維持のコスト縮減につながるとともに、環境負荷の軽減にも効果があるものと考えております。

また、都市計画道路や公園などの都市施設を整備することで、より一層都市機能の充実が図られるものとも考えております。

以上であります。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、これまでの経過について少し詳しく御説明をしたいと思います。

平成22年の11月に当該ビルの所有会社が入居テナントに対して契約期限をもって更新をしない旨通知をしたところではありますが、テナント1社について、その同意が得られませんでした。その後、本市においては平成23年1月に中心市街地活性化事業の中核事業である新文化複合施設整備事業への協力依頼を文書で相手方にお願ひし、さらに同年7月には本市の担当職員がテナント本社を訪問し、事業計画等を説明し、協力をお願いしてきたところでもあります。

また、平成24年度の予算編成時期にもなってきたことから、平成23年11月に事業への協力依頼を文書で再度行い、また23年12月には市長が直接テナント会社を訪問し、テナントの代表者との面談について求めましたが、実現しなかったという経過がございます。

平成24年1月には、新文化複合施設事業について、本市の置かれている現状や今後の展開についての協力を改めて求める文書を内容証明郵便にて送付させていただきました。さらに、本市の担当職員がテナント本社を訪れ、直接、送付内容の説明と事業協力のお願ひをしてきたところでもあります。

ビル所有会社においては、約1年半にわたっ

て、さまざまな方法で相手側と継続して交渉を行ってきており、また本市においても、さきに述べさせていただいたように、事業の説明やその協力について、文書や直接テナント本社を訪問し担当者にお会いするなどして側面からお願いをしてまいりました。

しかしながら、本年4月に入り、テナントの賃貸契約期限をもつての立ち退きの可能性がなく、訴訟によって解決を図るというショッピングビル側の意向を確認し、このままでは都市再生整備計画の計画期間である平成26年度までの完成が困難になるおそれがあることから、建設計画地を変更せざるを得ないというふうに判断し、議会に報告させていただいたという経過があります。

それからもう1点、これからの市民、議会への説明と議論のあり方について、具体的な進め方についてであります。市民の皆様については、御承知のとおり、既に6月1日号の「広報よねざわ」によって、おわびとこれまでの経過をお知らせしてまいりました。また、議会とは8月上旬を一つのめどとして、月2回程度の頻度で市長が出席する全員協議会の場を設定していただき、議論を深めていきたいと考えております。さらには、新図書館及び市民ギャラリー整備検討委員会、芸術文化協会など関係団体の方々からの意見聴取などをつくる場としては、議会とのこの協議の中間地点などを設定するとともに、広く市民の皆さんには7月1日号の「広報よねざわ」に議会との協議を踏まえたわかりやすい内容の記事を掲載し、あわせて市長への手紙のような方式によって御意見の募集を行っていきたくと考えております。

協議の中では、施設本来の目的、建設時期、財源などの要素や、さらにはポポロ用地を含めた文化交流拠点ゾーンの将来像をどう描くかといったことも含めて総合的に検討を行っていきたくと考えております。

また、協議のイメージとしては、開催回数は4回程度を想定しながら、6月中旬から始まる前半の協議においては、候補地それぞれに係る課題を掘り下げながら、判断の前提となる部分を整理していきたくと考えております。並行して関係団体の方々と協議を行うとともに、あわせて市民の意見の集約を行った上で、その結果を議会のほうに御報告をしながら、その上で後半の議論を進めていただき、一定の方向性が見出せればと考えております。

しかしながら、これにつきましても、協議を進める中で議会と合意をつくりながら進めていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 答弁ありがとうございました。それでは、2回目以降、質問させていただきます。

一番問題となっているところ、議会との信頼関係、どのような説明で我々の議論を進めたのか、議決を求めたのかであります。ことし3月9日の24年度当初予算の審議の中で、議会側から、「ポポロ館は全てのテナントについて3月末で賃貸契約は終了するのか」と質問されているわけです。そのときに、「4月まで残るテナントがある」と答えられております。また、「全てのテナントについて4月いっぱい営業終了が確認されているということでよいか」と追加の質問をしているわけです。それに答えられて、「現在、ビル所有会社のほうで最終的な交渉をしていると話は聞いている」と。これ、議事録確認したので、間違いはないと思うんです。しかし、実際に、今お話あったとおり、市長みずから……、11月には市長が電話されたといふ以前の会議では聞いているんですけれども、今のお話ですと文書でというお話。どちらでもいいでしょう。協力を求めた。市長みずから求めてい

ると。同じく23年12月21日には、それこそアポイントをとらずに市長みずから出向いて行って、テナントの本社に、東京ですか、社長への直接面会日を設定してくれるよう、つまりこのとき会う約束でなくて、会う約束をしてくださいと頼みに行ったんですね。行ったんですが、店側に拒否されてきたと。そういうことが議会側に示されたのが、問題が発覚して、4月20日の全員協議会。その前の代表者会とかそういうところでは示されているんでしょうけれども、ここでした。9日の段階では、「ビル会社が交渉していると聞いている」と。要するに、市民の話し合いであるということ以外は話されていないんです。これがだめだというふうな話になったときに初めて、実は市長の動き、我々の文書で22年、23年からやってきたんだよということをそこで初めて出しているんです。これは、先ほど市長申されたんですが、市民の話し合いに悪影響が出ると悪いと思ったからとおっしゃっているんですが、それ、間違いないですか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 そのとおりです。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） それでは、具体的にどんな悪影響が予測されましたか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 あくまでも予想でありますから、それを最初申し上げてお答えしますが、さまざま出ると思っています。すなわち、その段階でもう裁判に入ってしまったと抜き差しならなくなるという可能性が一つあると思っています。また、ビルとテナントの間での、あからさまに申し上げれば立ち退き料の額とか、そういうものが思い切りつり上がるとか、こちらとして責任の負えないような結果が出てくる可能性があると考えております。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） それが本当に議会に

示した中で、今二つ申されたことが弊害として出てくると思われたんですか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 ほかにさまざまなありますが、それは予測でありますから、ここで一つ一つ詳しく述べても仕方がないと思います。

きのうの答弁でもお答えいたしました、大きな反省点があるわけですが、市とビル会社の間で、いつの幾日までにテナントに出てもらい、そういうような明確な覚書があれば、市当局と議会でこのような議論にならなくて済んだという反省もあります。そういう明確な覚書を交わすことなく契約期限のぎりぎりまでビル側が努力する、そしてそれに期待をする、そういうように流れが行ってしまったところにも大きな反省点があると思っております。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 今申された話の内容によると、やっぱり弊害を考えた。

私は、議会に対する説明責任、つまり市民の方に対する説明責任と比べれば、恐らく弊害はなかったのだろうと。それをちゃんと示して議会を通していくという責任をあなたは帯びていたはずだと私は思うんです。ましてや、市長がアポイントもとらず会ってくださいという約束をとるために動いたこと自体、相手はあなたを甘く見たんじゃないですか。米沢市がもっともっと、私があちらの会社でごねると米沢市あたりがもっと焦るんだよと思われたんじゃないですか。かえって市議会に説明するよりも、あなたの行動自体が今回この件を複雑にしているんですか。

私は、一つの見方をすれば、一つの見方です、この時期、市長は選挙をされておりました。やはり11月の選挙でありましたから、この前後、終わったかのタイミングで、何とかやってくださいよ。私の選挙公約なんだと。図書館を建てること、図書館の場所については、そうなんだよ

と。これ、私の考え方ですから、違うなら違う
でいいんですが。そこでなかなかちががかな
いので、12月、みずから行かれた。相当焦って
おられたんでしょうね。で、拒否されている。
そういうことではないんですか。一応確認のた
めに、お願いいたします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 確かに、最初に市役所からテ
ナント、経営会社に電話をして、秘書の方が出
て、社長と話をさせてもらいたいのので時間をつ
くってもらいたいという願いをして、しかし
それは後日返事が来て、会えないという、要す
るにアポイントはとれないという返事が来まし
たので、そこで今度はアポイントなしにお邪魔
をして、きょう会ってほしいということではな
くて、都合のいいときに会えるように設定し
てもらいたいという願いをしました。結果的に
は、後日返事が来て、それも会えないというこ
とだったわけですが、そのような行動について、
それは焦ってそういう行動をしたというふうに
受け取るか、それともあくまでもこちらの誠意
を相手にわかってもらうためにお邪魔をしたと
するかは、人それぞれであると思っています。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） そうだと思うんです。
市長は一生懸命されて、焦ったというふうな表
現でなくて、一生懸命されようと思ったんでし
ょう。ただ、社会通念上、ある行政体、それも
米沢市という私はネームバリューのあるすばら
しい市だと思っていますけれども、その首長
がみずから動くということについては、やはり
そういう関連のことに精通した会社にとっては、
これは幸いなことであつたろうというふうに私
は想像しております。ですから、その動き方
については、識者の方、周りの方に相談されて
いたのかどうかわかりませんが、非常に一生懸命
さが裏目に出ているんだらうと思っています。

次ですが、この関連で言っていきます。

管理会社の訴状とか毎日新聞によると、2月
24日付で本件建物からの立ち退きには応じない
との回答が飲食店本社からビル管理会社にあつ
たとありますが、いつの段階でこのことを知つ
たんでしょうか。どうでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 この内容証明の文書に
ついては、私もショッピングビルの社長さんか
ら見せていただいております。確かに2月25
日付でありまして、内容については、要するに
ここでののれんを守っていきたくいと。要するに
継続して営業していきたいという会社側の意向、
それから条件いかんによってはビル（「いつか
どうかだけ、いつですか」の声あり）。私ども
は、これを見せていただきましたのは4月9日
に緒形社長と面談をした際にこの文書の写しを
見せていただいたという状況であります。要す
るに、会社としては訴訟を視野にこれから進め
ていくという最終意思確認をした打ち合わせの
席でこの文書を見せていただいたという状況で
あります。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） これ推測の域を出な
いんですが、実はビル管理会社の社長さんと5
月1日に、議員の方の有志、私は都合で行けな
かったんですが、その参加された議員の方の話
によると、相手のビル会社の社長さんは、交渉
内容は逐一、市へ報告しているというふうに言
っていたと言っているんです。そこから類推す
ると、この2月24日の飲食店側からの最後通告、
その事実を4月9日まで知らなかったというの
は、これは余りにも推測しにくいんですが、4
月9日で間違いないですか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 当然ながら、3月の段
階でも何度か情報交換させてもらっているわけ
であります。その中では電話でのやりとりが
主体でありました。交渉については前進してい

ない状況にあって厳しい状況だということを伺っておりましたが、この文書そのものを見せていただいたのは、先ほど申し上げたとおり4月9日であります。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 済みませんが、部長、少し逃げているんです。私は、知り得たのはいつかということ。文書を見たかどうかでなくて。このことを知り得たときです。2月24日に最後通告が来たという事実をいつ知り得たかです。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 要するに、社長名で会社の最終的な意思判断としてそういう文書が来たということを知り得たのは、先ほど申し上げたとおり4月9日であります。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 全然知らなかったということですか。最後通告が来たんだということ。4月9日まで全く知らなかった。

○山口昇一企画調整部長 その文書自体は知りませんでした。

○15番（島軒純一議員） そういう話が来たということを知らない。あちらの社長さんは逐一と言っておられるのに、2月24日から4月9日まで、一月以上ありますね、40日くらいあるんですかね。ここから見ると非常に不思議な話だなと解さざるを得ないんです。ですから、私は3月9日、予算特別委員会時点で知っていたか知らなかったかというのは随分大切な話だと思っているんです。

次の話ですけれども、前副市長から、このときの懇談会の話です、2月中旬に電話で「ポポロ館跡地に新文化施設を建設する件はなかったことにしてもらいたいと言われた」ともビル会社の社長は言うておられたということ。しかし、先月の5月15日の全員協議会で市長は、「立ち退いてもらうように頑張ってくれ

と言ったと理解している」と市長は答弁されているんです、議会側からの質問に。改めてお聞きしますが、副市長は何とおっしゃったのですか。また、この電話に市長の指示はあったのでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 これはたしか5月15日の全員協議会でお答えさせていただいたと思っておりますが、このときは、当時の町田副市長とビルのオーナーと電話のやりとりの中では、このままの状態が続いてしまうと計画期間の中におさまらないので、別な候補地も含めて考えていかなければならない状態になりますということ。話をの中で伝えたというふうに私は町田さんのほうからお聞きしております。

その時点で市長からの指示があったりということではなくて、私ども米沢市としては、あくまでも4月22日の期限までに解決していただけるものという期待がまだ継続しておりました。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） それでは、ここからは時系列から見た、また推測なんですけれども、副市長はやっぱり……、当局、市長が言っていることも当たりだと思うんです、当時の副市長は、「余りに進まない状況を打破するために」、今のとおりです、「このままではポポロ館跡地に建設することはできないのではないか」というふうにビル会社のほうに伝えたと思うんです。それを受けてポポロ館、要するにビル会社のほうは、これも推測ですけれども、もう一度努力をする、最後の話をすること。2月13日に、2月13日ですよ、これも新聞とかの情報です、訴状の中に書いてあったとも言われていますけれども、4月22日で契約をするということ。で、先ほどの2月24日には飲食店本社から立ち退きには応じないという最後通告が届いたという流れじゃないですか。この点についてはどうですか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員の御質問、「推測で」という前置きで御質問があったわけですが、因果関係については先ほど私申し上げたとおりでありまして、当時の町田副市長と酒井さんの間でそういう趣旨のやりとりはあった。ただ、そのことによって次にショッピングビルがどういうふうに動いていったかというところは私どもでは知り得ておりませんので、そのことについては言及は控えさせていただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） やっぱり、逐一報告をされているというビル会社の話からして、どうしても疑念を抱かざるを得ないというふうに思っているんです。

我々は、先ほどから申し上げるように、厳しく我々の与えられた権能の中でチェック機能を果たしていくというのは、大変なことですが、やっていかなければいけないことだと思っております。これ以上この場で聞いてもらちが明かないということであれば、我々の最後の手段でありますところの調査権を行使してでもやるべきと、この場では私なりの意見を申し述べたいと思っております。

また、こうして改めて整理をしていくと、「民間のことなので」とか「交渉に悪影響が出る」とか言って報告しなかった。しかし、実際には、立ち退きは大丈夫なのかとの質問に、市が全く……、かかわってきた事実ですよ、その時点で聞かれているのに、市長がみずから行っているというような行動までされているのに、その事実を全く伝えない。これは、議会との信頼関係、要するにほかの議案審議も含めて、我々できるんでしょうか、今後。やはりここは隠したとの批判は免れないのではないですか。認識をお伺いします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 何度か御説明をいたしておりますが、隠したというような意図は全くありませんので、御理解をいただきたいと思っております。普通の場合には、この事業、すなわち図書館・市民ギャラリー建設事業全体におくれを来さないようにテナントに退去をしてもらうという責任が、社会通念上、ビル側にはあるというふうに考えています。ですから、普通は行政はきちんといつの幾日まで出してもらうという契約あるいは覚書を交わして、そのいつの幾日まではきちんとお待ちしてということになって、もし万が一出ない場合に初めて今度はこちら側に責任がバトンタッチということになるんだというふうに思います。

しかし、通常の場合でないケースに今回はなっている。何になっているかと言えば、いつの幾日までビルが責任を持って事業に支障を来さないようにテナントに出してもらうというような覚書とかを交わしていない。すなわち、どこから先がどちら側の責任だということが曖昧になって、結果的に契約期限が一つの線引きになっているというところに問題があったというふうに思っています。

ですから、重ねて申し上げますと、ここまでするビル側の責任、もし撤去しない場合には、今度は市がバトンタッチをして、ではどうするかという方向に行くというバトンタッチの時点が明確でなくて、結局はテナントの契約期限のところ線引きになってしまったというところに問題があると思っております。

しかしながら、そもそもこれはビル側の厚意から始まったことでもありますので、ビル側の責任を問うようなことはすべきではありませんので、最終的な責任は全て私にあると考えている次第です。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） やはりここは、市長おっしゃるように反省点とかこの次からはこう

しませんとかという話ではなくて、市民の生活、生命、財産を守るという立場の行政をするあなたからすれば、やはり脇の甘さがあり、責任を逃れられないと思っているんです。

市長はよくこの件についてビル管理会社に損害賠償すべきではないと言っておられるけれども、それでいいんですね。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 法的には覚書や契約書を交わしていない以上、損害賠償はできないと思っています。

また、社会的な道義上もやはり、そもそもがビル会社からの厚意から始まっている以上、責任の追及はすべきでないと考えています。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） どこにも責任が発生しないということはないです。寄附から始まって、後で建物つきの寄附はまずいんじゃないのという議会側の指摘があって、上物解体くらいの相当分を土地代として払う、つまり土地を購入するというふうに変わっていった。その時点くらいで当然、何月何日までビルを明け渡す、土地をこちらにいただくという契約は必要だったんです。それについては、それをとらなかった責任は市長がとる、相手と交わした、言葉であっても交わしてあれば、市長が責任をとらないのであれば、きちんと相手側に求めていく、これは非常に大切な行政上、事務的な手続であったはずなんです。だから、そのことをやらずに設計費を先に取って設計をさせて、二千数百万円かけて設計させて、それはもう発生しているんです。これくらい甘い仕事はないんじゃないですか。で、「これは次の反省点だ」くらいで済ませられる立場でないでしょう。どうなんでしょうかね、この辺は。

私は、責任のとり方というのは、建てることで責任をとるというふうによくおっしゃいますが、建てることは、例えば別の市長さんが、例

えばですよ、なられていなくても建てられるんです。ただ、責任は、そのことを起こした人しかとれないんです。例えば金銭にしろ、例えばおやめになるにしろ、これは例えばですよ、そのことを起こした人しかとれないのが責任なんです。私は、建てることで責任をとるというのは詭弁だと思っております。いかがでしょうか、市長。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 現在、市民の方々の間で図書館・市民ギャラリーの早期実現を目指してテナント会社に対する署名運動が繰り広げられておりますが、市民の方々が市政そして私に一番何を望んでいるかということ、速やかに立派な施設を建ててもらいたいということを望んでいると考えております。ですから、責任を果たす一番は、やはり立派な施設を早期に建設することにあると思っています。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番（島軒純一議員） 建てることについてはそうだと思います。ただ、責任は別問題です。きのう山村議員の質問にもありましたが、南部土地区画整理との比較論を、市長の持論を申されておりました。南部土地区画整理事業は市民の反対によってできなかったんだと。行政が提案したことができなかったんだと。しかし、今回は大方の市民、要するに市民が2万名の署名を集めたりしながら、全然反対者がいないから今回は全く話が違うとおっしゃっていますが、責任をとるということは結果責任ですから、できなかったことに対する責任はどうするんだというのが論法です。原因がどうあるとか、市民の方がどうあるということではなくて、行政をなすべき人がうまくいかなかったことになったときに、どうするんだということなんです。ですから、うまくいかなかったという結果が起きたことについては同じことだと私は思うんですが、その見解はいかがでしょう。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 責任は結果責任であって、できなかったことに対してという御質問であります。まだ建設ができなかった、できなくて終わったというふうになっているわけではなくて、今できるように努力しているという最中であることを御認識いただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番(島軒純一議員) その話で終われば、この議論は要らないんです。まだ結論出ていない。

私は、計画どおりにいかない、頓挫した、二千数百万円の設計費が無駄になるかもしれない、新しく建てるにしても二千幾らの調査費が必要。その状況でも金銭の責任はもう出ております。これが建つまでまだ結果は出ていないというのであれば、この議論は全く要りません。何日かけてこの議論をしてきたんでしょうか、議会側と。それから、職員の方も非常な努力をされて、この後始末どうでしょうか、議会側とどうでしょうか、市民の方にどうやって説明しようか、非常な労力を費やされているんじゃないでしょうか。首長たるもの、そういうことも含めて責任というのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 仮にであります。当初の計画どおりポポロ跡地に建設ではなくて別の場所に建設ということになれば、ポポロ跡地を前提としてこれまで費やした調査費、基本設計費が無駄になってしまいます。具体的には二千数百万円かかっているわけですが、政策遂行上、本来必要としない経費を余計にかけてしまったという、簡単なわかりやすい言葉で言えば「穴をあけてしまった」ということになると思います。そういうものについては別の政策遂行の中でお金を生み出して、わかりやすい言葉ではお金を生み出して、そして調整をしていくべきものと思っています。さまざまな事業があつて、

この事業で不手際があつて余計な金額をかけてしまった、そうしたらこっちのほうの事業で上手な運営をしてお金を生み出すということになってくるというふうに思います。

○佐藤 兵議長 島軒純一議員。

○15番(島軒純一議員) 大変困りましたね。ここまでいろいろお話をさせていただいて、ほとんど理解をしていただけないということについては、非常に私ども悲しい気持ちでいっぱいです。やはりここは、同じ政治家、もちろん私のほうが格は下ですし、やっておられる市長の仕事の重さというのはわかりますけれども、同じ政治に携わらせていただく人間として、責任のとり方、あり方、責任とはどういうものかというのは共通認識に立てるものだという前提できょうもお話をさせていただきました。ほかでもうけてくればいいんじゃないかというようなことだとすれば、大変に残念なことであります。

きょうの質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤 兵議長 以上で15番島軒純一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時55分 休 憩

~~~~~  
午前11時05分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、地盤沈下対策について、外2点。8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕(拍手)

○8番(高橋 壽議員) 私の質問は3点です。  
1、地盤沈下対策について、2、就学援助制度

について、3、学童保育事業についてお伺いいたします。

まず、第1点の地盤対策についてですが、このことにつきましてはさきの3月議会の日本共産党の代表質問でも取り上げましたが、再度伺いたいと思います。

(1)この間の対策とその効果はどういうものだったのか、お伺いしたいと思います。

(2)5月14日、今年度の地下水利用対策協議会総会が開かれ、新聞報道によりますと、事業計画に、地下水源の確保と地盤沈下を防止するため、雨水を蓄える涵養施設設置をする場合、会員の皆さん方に補助金を交付するという規定を再度設置したとされています。このことについて概略をお知らせいただき、米沢市としてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

次に、就学援助制度について2点お伺いいたします。

(1)準要保護世帯へ、PTA会費、部活動費、生徒会費を給付費目に追加すべきではないでしょうか。2010年から要保護世帯には費目に追加され、給付されています。準要保護世帯についても、厚生労働省のほうでは交付金に参入しているというふうに回答しています。したがって、米沢市が追加給付しないのはなぜなのか、改めてその理由をお伺いしたいと思います。

(2)原発避難世帯への就学援助についてお伺いしたいと思います。

原発避難者の就学援助につきましては、通常的生活保護法・就学援助法に基づく給付ではなく、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」、いわゆる「就学支援交付金」で実施しています。期限は、当面、昨年2011年から2014年までとなっております。今年度もこの支援金を米沢市でも活用することになっています。

昨年度は自主避難世帯も含めて被災世帯であれば支援対象になり、就学援助を受けることが

できました。ところが、新聞報道では、山形市が今年度から被災者世帯に対して所得制限を設けることにして、昨年度は、これは山形市ではありますが、約400世帯が利用できましたが、今年度は半分の世帯では利用できなくなったというふうに報道されておりました。

米沢市の場合はどういうふうにするのか、同じように所得制限を設けるのか、そしてまた設ける場合には、なぜそういうふうにするのか、その理由をお伺いしたいと思います。

最後に、学童保育事業について伺います。

(1)低所得世帯への保育料の減免はいつから米沢市で実施するのか、お伺いしたいと思います。米沢市の学童保育連絡協議会が、この間、米沢市当局に学童保育事業に関する要望を出してまいりました。その要望項目にも、低所得世帯への保育料減免がございました。しかし、市独自では財源確保が難しいとの回答がこれまで続いてまいりました。今年度、県がこの課題に対して当初予算を計上いたしました。そのことにつきましては既に3月議会でも申し上げ、米沢市でもこの県事業を実施するよう求めてきたところでございます。しかし、6月今議会にもこれに対する補正予算は計上されませんでした。その事情と今後の実施の見通しについてどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

(2)小学校の余裕教室などの学校施設の学童保育事業への利用促進についてお伺いしたいと思います。この課題につきましても、この間、何度か質問をしてまいりましたが、再度お伺いしたいと思います。

学童保育連絡協議会からは平成22年度にこの課題について教育委員会に要望いたしまして、教育委員会からは一定の条件を付して学校施設内、学校敷地内への学童保育施設設置を認めております。にもかかわらず、米沢市ではこの課題が進んでいかないのか。なぜ進まないのか、その理由をお伺いしたいと思います。

以上3点について御答弁をお願いいたします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えをいたします。

私からは地盤沈下対策とその効果についてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えいたします。

地盤沈下の主な原因としては、工業用水・農業用水・消雪用水などの過剰なくみ上げ、そして都市化に伴う地表のアスファルト化・コンクリート化による自然涵養面積の減少、さらには森林開発による保水力の低下などがあります。すなわち、社会生活の大きな変化によって地盤沈下という環境問題が引き起こされたと言えると思います。

この地盤沈下対策の大きなものとして、地下水の過剰くみ上げ抑制が考えられます。このため、市では「広報よねざわ」、ホームページなどで地下水くみ上げの節水を呼びかける一方、大口の井戸所有者による米沢地区地下水利用対策協議会においても、地下水の適正利用を図るための研修会、啓発事業、降雪センサー・量水器などの設置補助事業などを実施いたしております。また、山形大学への調査研究の依頼なども行っております。

これらの効果はすぐに出てくるものではありませんので、「地盤沈下調査水準総量業務」を今後も毎年実施するなど、継続した取り組みを行ってまいります。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

[赤木義信市民環境部長登壇]

○赤木義信市民環境部長 私からは、地盤沈下対策のうち米沢地区地下水利用対策協議会が再度取り組むとした雨水涵養施設設置補助制度についてお答えいたします。

米沢地区地下水利用対策協議会では、平成元

年から平成21年度まで、地下水源の確保と地盤沈下の抑止を目的として雨水涵養施設設置費補助事業を実施しておりましたが、設置費用が高額なことなどもあり、需要がないことから平成22年度に事業を廃止したところでございます。

しかしながら、人工涵養は地域全体の水循環のバランスを勘案しながら地域を一つの枠組みとして取り組まなければならない難しい課題ではありますが、地盤沈下抑制の有効な対策であることから、会員の意識向上の意味でも継続して推進していくべきとして、再度実施することになったものです。

しかし、前回もお答えし、繰り返しになりますが、人工涵養は地域における揚水量、それから地質、地表水の循環系統や地下水の循環系統を把握する必要があること、また一旦有害物が混入してしまうと涵養地点だけでなくその下流域にも影響を与えるため、広範囲の地下水・土壤汚染につながる可能性があることも認識する必要があります。

過日開催されました同協議会の総会では、全国地下水利用対策団体連合会の地下水憲章に、「地下水は、かん養によって支えられています。少しでもかん養量を増やすように心がけましょう」と掲げていることから、涵養の必要性を再認識するとともに、1基当たり15万円を上限として設置費の半額を補助することで決定したところです。

なお、設置に関しての指導等については、涵養施設の施工方法、設置場所の地質等でさまざまなケースが考えられることからお答えできませんが、御了承いただきたいと思います。

この補助事業は米沢地区地下水利用対策協議会の会員対象の事業となりますが、除雪センサー・量水器設置、涵養施設設置の補助事業を推進しながら、地下水の適正利用の啓発活動、資源の有効利用と地盤沈下の抑制に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは就学援助にかかわる御質問にお答えいたします。

本年度、準要保護家庭への就学援助費にPTA会費、部活動費、生徒会費は組み込んでおりません。昨年の6月議会におきまして、PTA会費につきましては任意団体の会費であること、生徒会費につきましては学用品費に組み込まれている学校もあり、年間数百円程度であることから援助の必要性は低いと思われること、部活動費につきましては、部活動は一人一人が選択するもので、個々の活動内容で経費もさまざまであり、全生徒に共通にかかる経費の援助費としての積算が難しいことなどから就学援助費に入れていないことをお答えしました。

その後ですけれども、中学校校長会と話し合いを持ち、特に3費目の中でも一番費用が大きい部活動費につきまして調査を行いました。保護者の負担が年間0円から3万数千円までと大きな格差があります。また、各学校の部活動のほかに多種多様な学校外スポーツ・文化等の団体に所属し活動を行っている生徒も全市で140名以上おります。

そのようなことから、公金として一律の支給は好ましくないというふうに考えたところです。また、実費支給につきましても、学校外のスポーツ・文化等団体の徴収金額や資金用途などの実態を把握することは困難であるため、支給は行わない方針であります。

なお、参考としてではありますが、県内の主要市での支給実態を確認しましたところ、山形市、鶴岡市、酒田市、天童市等につきましても支給はしていないとのことですので、御理解をお願い申し上げます。

続きまして、原発避難世帯の就学援助についてお答えいたします。

昨年度の原発避難世帯等の就学援助につきましては、被災地域にある多くの自治体はその機能を失ってございましたことなどから、所得額証明書等を発行できない状態などを勘案し、罹災証明書や免許証、保険証等で確認された場合は、所得の多寡にかかわらず、希望された全ての世帯に就学援助を行ったところです。

しかし、本年度につきましては、被災地域の自治体についても所得額証明書を発行できる状態になりましたこと、また本来の補助金要綱、山形県被災児童生徒就学支援等事業費補助金要綱に従うこととし、就学支援の申請を行う場合には所得額証明書を添付していただくことといたしました。

このことにつきましては、県の担当であります義務教育課へも照会を行い、本年度は昨年度の特例は適用させず、本来の補助要綱のとおり運用するようにとの指導も受けているところです。

しかしながら、本市は福島県と隣接している自治体でもあり、本年6月1日現在で264名の避難児童生徒が本市の小中学校で学んでいることなどから、避難者世帯における所得基準を新たに設け、できるだけ支援できる体制を整えているところです。なお、審査基準における昨年度の所得額においては、東京電力からの賠償金等の収入については含めない予定であります。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは学童保育事業についてお答えいたします。

まず、放課後児童クラブを利用する低所得世帯への支援につきましては、米沢市学童保育連絡協議会からの要望とともに本市としてもその必要性を認識しておりましたことから、県の事業として実施されるよう要望してきたところであります。その結果、山形県放課後子どもプラ

ン推進事業補助金に平成24年度の新規事業として低所得世帯への利用料支援事業が創設されたところであります。

この事業につきましては、本年2月に事業概要に関する説明はございましたが、その後、実施要綱は示されておられません。今後、県の事務スケジュールとしましては、現在要綱の内部決裁中とのことで、今月中の実施要綱の発出を予定しているとのことであります。

したがって、本市における放課後児童クラブを利用する低所得世帯への支援につきましては、本事業に関する県の実施要綱の発出後の可能な限り早い時期に実施してまいりたいと考えております。

次に、小学校余裕教室の学童保育への利用促進についてであります。

本市の放課後児童クラブの創設は、地域の篤志家による放課後の児童見守りに端を発するもので、その設置場所も民間の家屋を利用しておりました。このような本市における放課後児童クラブの設立の経過から、放課後児童クラブの設置場所につきましては、現在に至るまで、特定の施設を限定せず、運営上適切な施設の選定をお願いしております。

現在、本市には27カ所の学童保育所があり、そのうち3カ所を社会福祉協議会が児童センターで運営し、そのほか24カ所が保護者会、父母会、運営委員会、NPO法人などにより、クラブ自体の施設や借り上げ施設、地域のコミュニティセンター、そして学校を利用して実施されている状況であります。

学校施設を利用した学童保育の設置につきましては、特に低学年児童にとりまして安全な場所であること、また安全な移動動線があることなどから、地域社会及び保護者に与える安心効果は大きいものと認識しております。

しかしながら、校舎のみならず学校敷地を含む学校施設につきましては、教育施設としての

学校固有の目的がございますので、この目的達成に支障のない限り学校施設の利用が可能なものであると判断しております。

さらには、仮に学校施設の利用が可能な場合でありましても、一つの学区に複数の放課後児童クラブが設置されている場合におきましては、各クラブ間の調整も必要となってまいります。

したがって、このような判断基準に基づきまして目的外使用として放課後児童クラブの設置が可能であるかを検討しなければならないことから、個々具体的な案件が生じましたら、その案件ごとに関係する機関と十分な協議や検討を行い、学校施設における放課後児童クラブの設置につきまして前向きに進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 最初に、地下水の利用対策協議会で改めて涵養施設を設置するための補助金をつくって、補助金を出して涵養施設を普及していくと。会員に限定するというのではありますけれども、大変その目的からいいのではないかと思っておりました。ただいま答弁をいただきましたけれども、今の答弁を聞いておきますと、地下水をくみ上げたものを地下に戻していくことについては、なかなか技術的な問題と、それからこれまでの経験上から言って、地下水が汚れるとかさまざまな課題もあって難しいのだというお話でした。

それで、お伺いしますけれども、地下水を涵養することについては有効だというふうにお認めになられているわけですけれども、今回の場合は雨水を蓄えて雨水を地下に涵養する、それで結果的に地下水の涵養に供するということとなりますけれども、雨水についての涵養施設、この場合についてはやはり有効だというふうにお考えなのか、確認したいと思います。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 地下水というものは個人のものではないということがまずありますので、市民の方みんなで意識を持ってもらいたいというふうにまず思っているわけです。

雨水についても、涵養につきましては当然有効ということで考えております。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 平成元年から21年度まで対策協議会で設置要綱をつくって補助金を出すということにしていたけれども需要がなくてということで廃止したということですが、ちょっと気になったのは、設置費用が一つは高額だということがあったということですが、具体的に設置費用が高額になるような施設というものはどういうものだったのか。そこはおわかりになりますか。

つまり、かつて補助金を設けたときは設置費用が高額で、それで需要がなくて廃止したということですから、設置費用が低廉な、そういう簡易型の雨水の涵養施設あるいは涵養装置というものも今全国的には普及しているわけですし、今回改めて補助金制度をつくったという中には、そういうものも含めて設置するという何か具体的なものをこの協議会でも指し示して、あるいは「こういうものがありますよ」ということを想定して私は改めて補助金制度をつくったと思いますけれども、その辺のところ、どういうものか。私も協議会の方には今回はまだお伺いしておりませんが、米沢市も協議会に入っていられませんかと思っておりますけれども、どういうものを想定しているのか、お知らせいただけますか。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 補助金額が15万円ということでございますので、一般の家庭といえますか、雨水等を涵養できるような施設も含めて今回考えているということです。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 協議会の会員さん向けのものなので、事業所等もありますので、そういう事業所につきましては大型の涵養施設、こういうものがあるかわかりませんが、そういうものでやってもらって大いに結構だと思っておりますけれども、しかし地盤沈下の問題というのは企業だけでなく、むしろ専ら一般家庭の皆さん方の地下水の過剰くみ上げというものこの間の豪雪関係ありまして多いわけなので、そこに対して地下水……、難しい話ですから雨水を地下に戻してやって、それで結果的に地下水を涵養していく、こういうことを住民の皆さん方、一般市民の皆さん方にもある意味普及をしながら認識してもらおうというのは非常に大事なことなので、ここはとりあえず有効性は認めておられるわけなので、協議会ではこういう方向でやると。米沢市も、市として一般家庭向けに、全国の事例を見ながら、一般家庭用の雨水涵養施設というか装置を普及していくということが私は必要だと思っておりますけれども、そういうところについての考え方はいかがですか。

○佐藤 兵議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 一般家庭用の涵養の設備というものについて今後研究しまして、市民の方に周知、PRしていきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 特に地盤沈下の著しい地区というのはある意味限定されているということもありますので、その辺のあたりから住民の皆さん方も涵養装置が普及しやすい環境ができればありがたいことですが、それによって地盤沈下に対する意識が高まれば私は大変いいかと思っておりますので、そういう方向で米沢市も装置を普及するための何らかの制度をつくっていただきたいと思っております。そのことを要望して、とりあえず今回は終わります。

次にですが、就学援助のところでお伺いしたいと思っております。

準要保護世帯のPTA費と部活動費と生徒会費を今年度も組み込まなかった。昨年6月議会でも取り上げまして、その後、校長会などにも問題を投げかけて御意見を伺ったことだというふうに今答弁いただきましたけれども、ちょっと首かしげたのは、「公金としての支出は好ましくない」というのが教育委員会のこの問題についての着地点というお話でしたが、公金としての支出は好ましくないということは、国のほうでは要保護世帯については、つまり生活保護あるいは生活保護と等しく保護しなければならない要保護世帯については、公金としてこの3費目を支出するよということによって補助額に組み込んだわけですね。費目として実際出ている。

それから、先ほどの原発避難者の皆さん方への就学援助につきましても、米沢市ではそういう方針ですから、原発避難者の皆さん方への就学援助につきましても昨年度は、わざわざ国でそういう費目として設けておきながら米沢市はそこを外したということがあるわけですね。

公金として実際要保護世帯については出しながら、準要保護世帯については公金として支出することは好ましくないという理屈は、私は当てはまらないのではないかと思います。

いろいろ前段での理由がございました。PTA会費では任意の団体なのでとか、それから生徒会費については学用品費に組み入れていて、額も少ないので、そういう必要がないのではないかな。あるいは、部活費については、それぞれ文化部と運動部ではかかる費用が違うとか、いろいろございました。そういう理由で出していないということであればわかるんですけども、公金として支出は好ましくないというこれは違うのではないかなと思います。

そこでお伺いいたしますけれども、要保護世帯の場合、既にPTA会費と生徒会費と部活動費というのが出ていますが、国の基準ですけれ

ども、米沢市はその基準に基づいてどれだけ出しているか額はありますけれども、国の基準としては、どういう基準になっておりますか、それぞれ。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 三つの基準ですけれども、生徒会費につきましては、小学校が4,440円、中学校が5,300円。PTA会費が、小学校が3,290円、中学校が4,070円。そして、クラブ活動費として、小学校が2,630円、中学校が2万8,780円です。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 準要保護世帯の就学援助費の額の算定は、要保護世帯の基準額、あるいは実際出している米沢市の要保護世帯の就学援助費の額と比べてどれだけという基準はあると思います。ただ鉛筆なめて出しているわけではなくて、そういう一定の基準額、それに基づいて、それに従って9割とか、あるいは8割とかと出していると私は思います。

それで、今答弁されたように、要保護世帯につきましても、部活動費がそれぞれ小学校、中学校、おっしゃられた額、生徒会費もそれぞれ額があります。それからPTA会費もそれぞれ額は国の基準として出しているわけなので、この基準をもとにして準要保護世帯についても、準要保護世帯ですから9割とか8割とかそちらのほうの今出している算定の額、基準があると思いますので、それで私は出していくというのが筋だと思いますが、その点に関してはいかがですか。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 そのこのところの部分について校長会とも話をしたときに、特に部活動費につきまして、全くかかっていない子供さんからたくさんのお金がかかっている子供さんまでいる。もう一つは、先ほど申し上げましたとおり、学校以外の活動に参加していて、それを

一応学校としては部活動としてみなしているといった場合に、かかっていない子供さんにも一律に出していくべきなんだろうかということが話題になったところでした。そういったことで、今のところは、こういった現状から、なかなか支給は難しいのではないかと委員会としては考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そもそも要保護世帯それから準要保護世帯に3費目を出すということに国のほうで決めたのは、何も現場の要望がなくて、あるいは国会での要望がなくて出しているわけではなくて、やはり全国各地の学校現場の実情、子供さんたちの今の社会的な経済状況の中で大変な状況を反映して就学援助を受ける世帯がふえているという中で、要保護世帯には直接補助として出している、準要保護世帯には交付金として算入する形で出していると国のほうで言っているわけなので、それを米沢市の判断で、事情は考えればいろいろあるわけなんですけれども、出さないということは、この3費目を創設した意味からいって、全く私はできないのではないかと思います。今の子供たちの現状を考えての国の対策ですから、しかも要保護世帯にはこういった額として出ているわけなので、準要保護世帯にも、この額に従って、基準としながらも、何らかの形で出していくことが必要だと思います。

文化部と運動部の差があるというお話ですけども、そういうことを言ってしまうと、今おっしゃったように、要保護世帯に対する国の基準額も、これは今答弁された理屈からは合わなくなってしまうわけなので、基準額に沿って、子供たちの状況を踏まえて、米沢市としてまず出すと。国も出しなさいということでやっているわけなので、米沢市はまず出すと。その上でクリアしなければならぬ今おっしゃったような課題があれば、どうやってクリアしていくか

と、そういう考え方に切りかえていく必要が私はあると思うんです。

米沢市でも準要保護世帯への就学援助というのは非常にふえているわけなので、そのところをやはりよくお考えいただきたいと思います。これは改めて次の機会に質問をしていきますけれども、特にクラブ活動費につきましては、私も市民の方から生活保護の受給相談なんか受けますけれども、子供さんが、特に小学校から中学1年に上がって初めて部活動、何をしたらいいかということで考えるときに、小学校でやっていたサッカーやその他、中学校に行った場合は活動費がかかるのではないかとということをお母さんはなかなか言いづらいとか、それで4月になっても部活を自分で決められない。本当は行きたいけれども、ユニフォーム代の心配をかけたくないとか、そういうことをよく親御さんから言われて、できれば就学援助などにも出していただけませんかという声を聞いておりますので、その辺のところは改めてやっていただきたいと思います。

次に、原発のところの就学援助なんですけれども、先ほど申し上げましたけれども、今福島県を中心に、米沢の場合は大体福島県からの避難者の方なんですけれども、福島県の状況を新聞報道などで見ますと、大体福島県から県外に避難されている数は、ことしになって6万2,000人前後だと。去年と大体大きな変化はないというふうになっております。しかし、実態を見ますと、県外に避難されている方々が、いろいろな事情なりで戻られた方もありますけれども、しかし依然として放射能の問題で県外に避難したいということで避難されている方がいる。差し引き、プラス・マイナスで、6万2,000から変わっていないということなんです。

それで、18歳までの子供で県外に避難されている方々の数は約1万8,000人ということで、そのうちの相当の数の子供さんが山形市と米沢市

に来られているわけです。

その方々の世帯の経済的な状況も、この間、福島県や全国的な課題として新聞などでも報じられているのは御存じだと思います。米沢市の避難者の方でも、お父さんが福島県でやむなく仕事をしながら、お母さんと子供さんだけは米沢市に避難されているという、いわゆる二世帯の二重生活をやっていらっしゃるという方々がたくさんいて、いろいろお話を聞くと、これまでの貯金を取り崩して何とかやりくりをしているとか、あるいは定期預金なども取り崩す、あるいは学資保険なども解約して、家計も破綻寸前だという方々もいたりして、そういうお話も私も実際聞いております。

ことしの場合、山形市が既に所得制限を設けて、先ほど申し上げましたけれども、400世帯から大体200世帯、半分の方々がはじき出されたということです。米沢市の場合は、どのようになりますか。昨年の実績から考えて、大体どのくらいの状況になると考えておりますか。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 去年は300世帯ほど支援をさせていただきましたけれども、ことしはこれからなんです。所得証明書を出していただくということで、6月に入って、これから手続ということですので、まだ数的にはわかりません。

山形市の場合は準要保護の制度に沿った形で進めたと思うのです。準要保護そのままですと、ある程度制限がかかってきてしまうのかなと思っておりまして、そこで私どもとしては、所得制限のところを別個に考えているところで、実際にこれから募集をしてみないとわからないところでもあります。ただ、基本的な姿勢としては、何とか困っている方については支援をしていきたいと、そういう姿勢でおります。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 今、山形市の場合とはということで御答弁ありましたけれども、米沢市

が就学援助を避難者の方々に適用する場合は、一般の市民の皆さん方と別な補助金を使ってやることになっていまして、これは国から10分の10、満額米沢市に来るわけなので、米沢市としては負担がないということになるわけです。

それで、この就学援助事業というのは国の制度ではありますけれども実施主体は米沢市だということで、県の担当者というお話がありましたけれども、県の担当者にも確認いたしましたけれども、実際やる米沢市各市町村の判断で、そこはどのような費目を入れるのか、あるいはどういうことにするのかというのはお考えいただいて結構だと。避難者の方々の実態を踏まえてやっていただきたいというお話でした。それは制度からいって私は当然だと思います。

それで、今年度は所得制限を、児童扶養手当をいただいている、そういう方々の所得制限に準じてやるということになっているようです。所得について、今年度は世帯分離、世帯分離というのは、お父さんが福島にいて、お母さん、子供さんが米沢にいてという二重生活をされている方々については、お父さんのところの所得証明もいただきなさいと。それから、米沢市にお住みの場合は、働いているお母さんの所得証明もいただいでくださいというふうになっているようです。結果としては、所得はどのようなふうにかウントされるわけですか。これは世帯合算するのですか。それとも主たる収入者の金額でやられるのですか。お尋ねします。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 同一生計で所得のある方全員の所得を比較していただいて、その中で一番高い所得の方というふうに考えております。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 児童扶養手当の所得の基準を用いるということなので、例えば児童扶養手当ですから片親の方のケースを当てはめたということなので、お父さんかお母さんどちら

かの収入だということなのですけれども、例えば昨年度の所得で判断するわけです。昨年度の所得証明。しかし、昨年度は、避難されている方々は二重生活で大変費用がかかったということがございます。それまでは必要のないさまざまな家具や生活するためのものも購入せざるを得なかった。つまり、所得は同じ、あるいは若干下がっても、支出のほうは大分出ていった。だから貯金を取り崩したり学資保険を解約したりということでもやりくりしているわけです。これは長続きしない。なので、所得のところは百歩譲って制限を導入するにしても、支出のほうがどういうふうにかかったのか、個々のお宅の状況をよく踏まえて対応する必要があると思うんです。

そういうふうに対応しているところがあるのかどうかということで調べてみましたけれども、新潟県柏崎は、中越沖地震のときにも大変な状況になって、こういう事態も起こりました。これは要保護世帯についての対応でしたけれども、準要保護世帯についてはそれに従ったのかなと思いますけれども、例えば家具とか寝具とか、それぞれ避難する場合に、今まではかかっていたものを、それぞれ一覧表にして、こういうものがかかった場合は、当時の物価相場で布団なら1万数千円かかると。そういうものを所得から控除して、それで所得制限に配慮したということをされています。

米沢市の今年度の就学援助、避難者の方々についても、昨年度は所得は同じでも、布団を買ったり、さまざま生活するために購入したものがあつたわけですから、そういうものは控除して、それで最終的な昨年度の所得、と言えるかどうか分かりませんが、生活状態をよく把握して、それで該当させていくということが私は適切なこの問題についての対応ではないかと思うんです。

国がわざわざ通常の就学援助制度で避難者の

方々を救おうとしているわけではなくて、別枠で別立てで10分の10という補助率で制度をつかってやっているというのは、そういう意味があると思うんです。特別に避難者の方々は生活困難に陥っている、それを救うためにこの制度をつくっているわけですから、それを若干、通常の就学援助の皆さんよりも所得で緩和したと言っても、まだまだ緩和すべきものは私はあるのではないかと思います。そこをもう少し御検討いただけないかと思うわけですが、いかがですか。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 二重生活に係る経費の部分について県とも詰めたところですが、二重生活の部分についてはほかの補助制度で充当されるべきでないかという県の回答ではあつたんです。ただ、今議員お述べのとおり、一番は生活実態、子供たちの実態が一番大事だと思いますので、いただきました御意見を検討させていただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 実は、今回所得制限を設けるときの、児童扶養手当の場合におじいさん、おばあさんが一緒に住んでいる場合、生計を一つにしているか、あるいは生計が別々なのかという判断をする場合、国会でも議論になりました。消費支出がそれぞれ別であれば生計としては別になっているとみなすということが国会でははっきりしています。国会答弁で。ですから、二重生活をしている場合に、お父さんは向こうで一つの生計としてやっている、そして米沢市に避難されているお母さんと子供さんたちが一つの生計としてやっているということが実態としてあれば、それは別生計と考えて、米沢市の子供さんのこの場合の就学援助はお母さんの収入で判断するというのも私は考えていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、学童保育の学校施設利用なのですから、米沢市のこれまでの学童保育の設立の経過からいって、さまざまな施設の運営形態あるいは設置形態があるのだというお話です。それは歴史的な経過でありますので、そういう実態もありますので、それはそれなんですけれども、しかしさまざまな形態ができてしまったのは、米沢市が学童保育に力を入れて、米沢市が支援を手厚くしてきた結果だというふうには私は考えておりません。米沢市が、父母の要求がいろいろあって、何とか応えてほしいという要求があっても、なかなか米沢市でそれに応えるということがなかったがために、やむなく父兄の皆さん方が対応せざるを得なくなって今のさまざまな形態があるのだというふうに考えております。

それで、全国的な状況は、毎年、全国の学童保育連絡協議会でこういう全国調査をやって、まとめ上げるわけですけれども、これは去年の資料で、今年度の新しいものは手元にないので、これに従いますけれども、全国の状況を見ますと、まず学童保育の運営主体というのは、公立公営というのが41%で圧倒的に多いんです。米沢市がやっているような地域運営委員会を設置してやるもの、あるいは父母会、保護者がやるものというのが、それぞれ18.5%なり7.5%ということで、非常に低いという数字になっています。全く米沢市の実情と全国的な状況が違うということをまず御認識いただきたいと思います。全国のやり方の主流は公立公営だということです。

それから、学校施設の利用問題につきましても、全国調査によりますと、学校施設内を利用しているのが全国で2010年には1万9,000カ所あるわけですけれども、その半分の1万カ所、割合で50.9%が、学校施設内を利用しているわけです。それで、民間アパートなど米沢市が利用しているというのはわずか1,300くらいで、

6.6%。しかも、学校施設内を利用しているという施設は毎年ふえていまして、この間、3%から5%ふえ続けているんです。一方、民間アパートなどは逆に減っている。それはなぜかといいますと、公設公営でという運営形態をしているということもありますけれども、やはり先ほど答弁ありましたように、子供さんの安全・安心を考えた場合は学校の敷地内あるいは余裕教室を利用したほうが良い、そういう認識が広まっているからです。そして、行政としても、そこに支援を強めているからです。

それで、米沢市は、先ほど個別の課題として利用したいというところがあれば関係部署とそれぞれ相談をさせていただきたいというお話がございました。それで最後にお聞きしますけれども、これも3月議会で最後尻切れトンボで終わった話ですが、六郷地区の学童保育所につきましては、ここ何年か、六郷小学校の中、敷地内あるいは校舎内を利用させていただきたいという要望がありましたけれども、まだ解決しておりません。これはなぜ解決しないのでしょうか。お伺いします。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 六郷での学童保育所、名前がのびのびクラブとおっしゃるそうです。これについては、今現在、コミュニティセンター、こちらのほうを利用して、コミュニティセンターの目的外使用ということで運営しているというふうな状況です。

こども課におきましては、この六郷を立ち上げる場合、コミュニティセンターのほうでやりたいのだがという話を頂戴しまして、それに対する運営的な準備とか、そちらのほうの話はさせていただきました。その後、それでは具体的にこの六郷さんのほうからこども課のほうに学校を使いたいのだがという話は実は来ておりませんで、したがって、それが具体的に六郷小学校のどこの部分ということでお話を頂戴すれば、

地元関係の方と教育委員会、学校のほうということで協議はさせていただきたいと考えております。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしましたら、要望があれば関係部署のほうで協議をしながら、問題解決しなければならないところがあれば予算措置もして、何とか学校施設を利用する方向でお願いしたいと思います。

お話がないということなのですから、2年間、コミセンを使わせていただきたいたいという話の中で一度もそういう話が出てこなかったということなのではないでしょうか。その辺、もう一回お聞きしておきたいと思います。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 確かに話の中で学校という御要望はあったようには思います。ただ、具体的にそこまでどうしてもというところの話までは頂戴してございませんでしたので、まずはコミュニティセンターでやられるというものですから、私どものほうとしては、そういったところで運営をなさっているというふうなところで認識していたところです。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） コミセンでやらざるを得なくてやっているという状況だと私は認識しておりました。ですから、必ずしもコミュニティセンターで結構だというお話ではないのかなと思いますし、コミュニティセンターで今後ともやるということであれば、しかるべきコミュニティセンターの中に学童保育室としての設備を設置していただいてそこでやるか、検討もしなければならないと思います。

それで、先ほど申しました平成22年に教育委員会が出しました学校施設利用についての基準というのがありますけれども、これは一応教育委員会としての目安ですので、具体的に要望が上がってきて検討する場合、これでコンプリー

トされた話ではなくて、これを目安としながら何らかのクリアしなければならない課題をさまざま議論し、実態に合った形で中身をつくっていくということも必要だと思いますので、その辺は教育委員会として検討をお願いしたいと申し上げておきたいと思います。

○佐藤 兵議長 以上で8番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時03分 休 憩

~~~~~

午後 1時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、子供の健やかな成長と命を守る本市の取り組みについて、外2点。23番山田富佐子議員。

〔23番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○23番（山田富佐子議員） 公明クラブ、山田富佐子です。

本日は、お忙しい中、たくさんの市民の皆様へ傍聴を賜り、勇気・元気100倍です。本当にありがとうございます。

本日は6月定例会一般質問2日目となり、ちょうど折り返し地点となりました。昨年4月、市民の皆様への負託をいただき議員となり、1年間、無我夢中で走ってきました。今年度最初の6月定例会に本日5回目の壇上に立たせていただき、昨年とは違う身の引き締まる思いでございます。さらに研さんを深め、一騎当千の人材に成長すべく努力していくことを2年目の決意として質問に入ります。

公明党は本年、立党50周年を迎え、「大衆と

ともに」「現場第一主義」「調査なくして発言なし」は公明党議員の原点であります。3,000人を超える議員の団結と連携によるネットワーク力で全力で市政に取り組んでまいります。

先日、渡辺孝男参議院議員、佐藤弘司議員とともに避難者支援センター「おいで」の視察をさせていただきました。1年ごとの借り上げ住居の契約、定期健康診断を受けるために、放射線量の高い福島にわざわざ戻られなければ検査できないこと、家族がばらばらの二重生活、子供を預ける保育所、働く場所がないなど、1年3カ月を経過した今も何も解決していない、スピード感がないと大粒の涙を流されながら話される姿に私も胸が痛くなりました。何も解決せず、そして一歩も前に進んでいません。東日本大震災は、同じ日本人でありながら何不自由なく生活できている人もいれば、片方ではふるさとに帰ることもできず、このように不自由・不安定な避難生活を余儀なくされている状況も現実であります。

さて、今私たちが住む米沢は、いかがでしょうか。急激に進む人口減少・少子高齢化は米沢市においても同じであり、そのような中で本市の厳しい財政状況を踏まえ、有効かつ効率的な事業の展開を行い、市民満足度を高め、米沢から大切にされていると実感の持てるまちづくりになっているのでしょうか。

質問に入ります。

1、子供の健やかな成長と命を守る本市の取り組みについて。

(1)通学路の安全対策について。

登下校中の子供たちを襲う痛ましい交通事故が相次いでいます。4月23日京都府、4日後の27日には千葉県そして愛知県において、児童が交通事故に巻き込まれ死傷者が出る悲惨な事故が発生しました。

山形県においては、2007年から2011年の5年間で528人の小中学生が交通事故に遭い、重軽傷

を負っています。私は4月より松川地区子供を守る会の活動をさせていただいております。登校時、約25分程度の立哨をしておりますが、雨の日も暑い日も、また吹雪にも、子供たちの安全な通学路環境の推進のために毎日立哨されている地域の皆様には本当に頭の下がる思いです。

本市においても通学路の安全が確保されているとは言いがたい状況です。子供たちの命を守るためには、通学路の危険箇所の点検を初め、ドライバーの安全意識啓発、地域社会の協力などが必要不可欠です。本年より地域の皆様の協力をいただき、青パトもスタートしました。

本市通学路の状況について質問します。昨年度、本市での登下校中の交通事故発生件数は何件でしょうか。また、通学路の安全点検は、前回いつごろされたのか。また、通学路ではどのような問題点が挙げられたのか。また、そのことについて担当部門との話し合いがされ、解決策はとられたのか、御返答ください。

(2)金環日食を教材に生かすことについて伺います。

今回の金環日食のように日本の広範囲な場所で観測できる例は、平安時代以来932年ぶりで、大変貴重な観測の機会でした。米沢では部分日食でしたが、しかし見えるかどうか、はらはら、どきどきしながら自然と向き合う貴重な時間ではなかったのでしょうか。そして、あたり一面、急激に夕暮れ直前のようになり、気温も一気に0.6度下がり、ひんやりとした風が吹き、改めて自然の驚異を体験することができました。また、6月6日には金星の太陽面通過がありましたが、これもめったに見られないとのことで、次回は105年後とのことでした。

今、理科離れと言われる中で、それこそ一生に一度めぐり会えるかどうかという本当にまれな、この大切な生の教材を我が米沢の子供たちは見る機会があったのだろうかと考えておりました。

このたびの一般質問で金環日食についての内容を取り上げるべきかどうか悩んでいたとき、ある男の子との出会いがありました。それは、金環日食の2日後、突然名前も知らない、しかも市外の小学2年生の男の子から声をかけられました。「おばちゃん、金環日食見た、きれいだったよね、僕、ダイヤモンド見たことあるけど、それよりきれいだった、あんなにきれいな初めて見たよ」。「こんばんは」と挨拶しただけなのに、この感動を誰かに話したくて話したくて仕方がないというような、それこそ目をきらきら輝かせながら、見ず知らずの私に話しかけてきたのです。金環日食も感動でしたが、この素直な男の子との出会いが大感動でした。

登校中の時間と重なったため、絶対空を見上げないようにと強く指導があったと聞きましたが、もちろん目の保護、交通事故防止のためにも大切な指導であったと思います。ある学校では、半年前から金環日食についての学習を行い、当日はグラウンドで観察会を行ったところであると聞いております。

本年3月予算特別委員会で教育総務費の項目で昨今の子供の理系離れの質問に教育指導部長は、理科研修センターのモバイルキッズケミラボに参加している子供たちの事例を通しながら、「小さいときの興味・関心から始まると思う、小さいときにいい刺激を子供たちにしてやるのが大事であると思っている」と返答されておりました。

また、「上杉鷹山の訓え 明るい未来を拓くために」の本の中で著者は、「子供の興味の広がり第2次反抗期まで（主に小学校時代）にいかにか多種多様な経験をさせてもらったかではほぼ決まる、それは直接的な経験でも間接的な経験でも構わないが、この時期に経験したものでなければ思春期以降に余り興味を感じないものである」と述べております。

本市教育委員会では、理科教育の観点から、

各学校に対し金環日食の学習や観察についての取り組みに対し、どのように指導されたのでしょうか。

また、本市17小中学校では、またとない金環日食の学びの機会をどのように学習に展開し、生徒の反応などわかれば教えてください。

また、直視により目の病気を発症し病院を受診した生徒の人数等がわかっているならば教えてください。

2、新文化複合施設がもたらす中心市街地活性化についてお聞きします。

当初の計画が宙に浮き、仕切り直しの状態になっていますが、私ども3月議会で可決をしたわけですが、しかし、現在、建設予定地は三つの案が出ており、今後さらに検討を重ねていくこととなりますが、今、市民も大きく関心を寄せております。目標管理から考えると、中心市街地活性化のあるべき姿、成果とは、どのような状態になることが望ましいのでしょうか。中心市街地活性化基本計画の中で目標指数として施設利用者数、歩行者数、自転車通行量を示していますが、経済効果についての目標指数のデータが示されておられません、どの程度そのことについては考えておられるのか、お答えをお願いいたします。

先日、東根市総合保健福祉施設「さくらんぼタントクルセンター」を見学してきました。東根市の人口は4万6,000人で、米沢市の約半分です。町全体が「子育てするなら東根市」のキャッチフレーズのもと、知恵を出し合いながら情熱的に取り組んでおりました。東根市のシンボル「大けやき」の下に子供から高齢者まで世代を超えた人々が集まり交流する場をつくり、さらに来年25年5月5日を目指し、屋外の公園、例えば自由に泥んこ遊びができる場所なども含め検討中とのことでした。

さくらんぼタントクルセンターは平成17年にオープン、本年5月入館者は約3万人、市外・

県外からの来館者も多く、7年間で入場者数総累計は何と246万4,698人です。名前のとおり、たんと人が来る施設に発展しておりました。そして、最近では年間100人ほど人口がふえているそうです。市の担当者は、子供がゲームで指を動かしたり時間を費やすのを忘れるぐらい泥んこ遊びや体を使う遊びに夢中にさせたいと熱く抱負を話されておりました。

実は、私も子育て中、特に冬はどこで子供を遊ばせたらよいのか大変苦勞しました。米沢は1年の半分近く雪に覆われ、雪の楽しみもありますが、寒く暗い冬は家に閉じこもりがちになり、母子ともにストレスが蓄積しやすくなります。今、市内には屋内で自由に遊べる場所がないと思います。福島から避難されているお母さんから屋内で子供を安心して遊ばせる場所はあるかと質問もたびたびあるそうです。

せっかくなので建物ですから、2階建てで終わらず、このような施設や行政の出張窓口、また東根市のように休日保育所のスペースなど、多目的な施設をつくることで集客やにぎわいを創出することができると思います。設計の見直しの検討を要望します。いかがでしょうか。返答をお願いします。

補足ですが、さくらんぼタントクルセンターの設計は米沢市の新文化複合施設の設計を担当している山下設計事務所でした。

3、地方防災会議に女性委員を登用することについて。

内閣府によれば、都道府県防災会議の女性委員の登用の状況は4.5%まで上昇し、さらに女性委員がゼロの都道府県は12自治体から6自治体まで減少したと新聞で報告されておりました。

東日本大震災以降、「防災の意思決定の場に女性の意見を」の声が高まっております。避難所生活で下着が干せない、着がえの場所がない、トイレが暗い、また女性の人権にかかわる問題など、阪神大震災から16年たっても少しも変わ

らない状況であり、女性に限らず高齢者や子供、障がい者の方、いわゆる災害弱者への支援が大きく出してくれたのも、命に敏感な女性の視点が欠けていたからとの声がありました。女性は地域に人脈があり、地域のことをよく知っています。介護や子育てといった具体的な経験を通して、女性の視点で女性の力を大いに発揮できるものと確信しております。

私は、昨年12月と本年3月に他市町村の状況を紹介しながら、本市においても地方防災会議に女性委員を登用することについて要望いたしました。そして、3月議会では条例改正が上程され可決されましたが、その後、女性委員の登用も含めどのような体制になり、女性委員は合計何人となっているか教えてください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 亮議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山田富佐子議員の御質問にお答えいたします。

私からは、新文化複合施設がもたらす中心市街地活性化についてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

御質問の最初に東根市のさくらんぼタントクルセンターの御紹介がありました。タントクルセンターには伺ったことはございませんが、ただ、お話を伺っていますと、センターのみならず「大げやき」があるというということも含めて、センター自身が町のシンボルになって、たくさんの方が集まる中心施設になっているものというふうにお聞きいたしました。お聞きしながら思い出したのは、8年前に姉妹都市モーゼスレイクを訪問した帰り道、カナダのバンクーバーに寄りました。そこで町なか図書館を見ました。町の真ん中にローマの円形闘技場を模した、3階建てだったか4階建てだったかですが、図書館がありました。そして、たくさんの方が利用しておりましたし、図書館の

前に若い人たちが座って待ち合わせをしながらおしゃべりをしている、そういう場面も見てきました。それを見て、町の真ん中に図書館があって、建物の形もそうだったわけですが、存在自体が町のシンボルになっているというふうに感じた次第であります。

そういうことを踏まえて、現在、予定しております米沢市の市民ギャラリー・図書館につきましても、町の真ん中に文化教育の施設があって、建物自体が町のシンボルになり、そして人が集まってくる、そういう施設にしていきたいという考えで事業を進めているところであります。

そういう中で、ほかの現在予定されています市民ギャラリー・図書館の機能以外の機能も加えたものに設計変更できないかという御質問がありますが、新しい機能を今の時点で加え設計変更するというのは、前から議論のまないたに上がっておりますように、国の補助条件というのがあります。その条件に照らし合わせたとき、また設計業者を新たに選定していかななくてはならなくなるということや、あるいは基本設計の大幅な見直しなどの技術面、さらには施設設備を含めたトータルコストから来る財政の問題など総合的に勘案しますと、御質問の趣旨につきましてはよくわかりますが、現実的に今の段階で設計変更をして新しい機能を加えていくというのは難しいものと考えております。

○佐藤 兵議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、山田富佐子議員の御質問の中の子供の健やかな成長と命を守る本市の取り組みについての中の通学路の安全対策についてお答えいたします。

平成23年度の児童・生徒の交通事故は19件発生しており、そのうち登下校中の事故は5件で、小学生は3件、中学生は2件であります。そのほか14件の交通事故は帰宅後の交通事故で、自

転車と車との接触事故が9件と最も多くなっております。

本市におきましても、安全性の配慮から、小学校では全ての学校で集団登校を行っております。また、下校時に際しましても、なるべく集団で下校できるように学年ごと、地区方面ごとなどにまとめて下校するように配慮している小学校が多くなっております。

昨年度は、22年度（この年は交通事故発生件数30件のうち登下校中の事故は12件）と比べまして児童・生徒の交通事故は減少しており、ほとんどが打撲や擦過傷などの軽傷でありました。

各学校におきましては、4月当初に学区内の安全点検や安全マップの再検討を行い、児童・生徒、保護者の方々へ周知するとともに、特に危険な箇所については、教職員やPTA、地区の方々と定期的にパトロール等も行っております。特に緊急を要する危険箇所につきましては、教育委員会へ報告の上、関係機関と対応について協議をしてきております。

また、子ども110番の家庭や事業者、地域の見回り隊などについても、年度初めに改めて御協力をお願いするとともに、児童・生徒にも周知し、何かあったときには助けてもらうような指導をしております。

本年度、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が続いて発生しております。山形県におきましても平成19年に南陽市におきまして通学中の小学生が死亡するという痛ましい事故があったことは記憶に新しいところであります。4月27日に文部科学大臣から緊急メッセージが出され、通学路の安全確保について、これまで以上の取り組みが求められています。

このような状況を受け、本市におきましては校長会において、通学路の安全確認や通学路以外でも危険箇所の点検を早急に行うことを指示し、保護者の方々や児童・生徒へ周知すること

を確認いたしました。

また、安全確認や点検に際しては、子供たちからの聞き取りを行い、実際に教員が歩いてみるなどして確認をするとともに、地区の安全協会や警察、保護者の方々からも情報を収集しながら行うように指導しております。

全ての小中学校で年度初めの危険箇所点検は終了したと報告を受けております。今後も、特に下校時には子供たちも油断しがちでありますので、安全な歩行について重点的に指導したいと考えております。

交通事故の未然防止には児童・生徒の安全指導が何よりも重要であります。子供たちの努力だけでは事故は防げません。大人のモラル向上を含め社会全体で悲惨な事故の未然防止に取り組む必要があります。

本市教育委員会といたしましては、各学校の点検の結果をまとめ、今後、警察や土木課を初めとした道路管理者等との協議をし、対応について検討していくなど、関係者との連携を深めていきたいと思っております。既に5月中に、歩行者の交通事故が多発している地点が通学路となっている小学校では、学校の教員と米沢警察署とで合同点検を行いました。必要に応じてこのような取り組みを検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、金環日食を教材に生かすことについてお答えをいたします。

金環日食が日本全土で観察できるのは大変珍しいことで、日本の陸地で見られる金環日食としては1987年以来、次に見られるのは2030年となり、今回の金環日食は大変貴重な学習の機会となりました。5月21日の金環日食に際し、全ての小中学校で日食の概要や観察する際の留意点などについて事前指導を行いました。また、

当日はほとんどの学校が登校中には歩きながら観察しないことを徹底し、登校後、教員立ち会いのもとに日食グラスで観察を行いました。また、教材として教員がビデオ撮影を行い、理科の授業で後日、視聴した学校もありました。

観察の仕方などを十分周知できましたので、現在のところ、日食網膜症等の目に異常を訴える症状の児童・生徒はおりませんでした。

理科の地球に関する指導内容としましては、日食や月食は中学校3年生の内容となりますが、このたびの金環日食は児童・生徒に天体への興味・関心を育むよい体験となりました。天体の学習はどうしても星座盤や天球儀などの教材を使つての学習が中心となりがちですが、このように実際に自分の目で観察することは、生きた教材として大変重要です。6月4日には部分月食、2012年は今回1回のみということです。6月6日には金星の太陽面通過、これは次は105年後、ということもありました。これらにつきまして、特に中学校において教材として活用してきたところ です。

議員お述べのとおり、子供たちの理科離れを防ぐには、いかに興味・関心を持たせ、心躍らせるような感動体験を積み重ねていくかということが重要であると思っております。この機会を生かし、今後も8月にはペルセウス座流星群、それから金星食なども見られますので、子供たちに周知し、取り上げていきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、さきに市長から設計変更等についての御答弁を申し上げましたが、これまでの経過等も含めて御答弁させていただきたいと思っております。

新文化複合施設に山田議員の御質問ですと新しい機能等も追加できないかという部分も含め

での御質問だと理解しております。

新文化複合施設の機能につきましては、昨年の9月定例会における高橋義和議員の質問にお答えしましたが、平成22年6月の一般会計補正予算の可決に当たり市議会が附帯決議をなされたことを十分に踏まえて検討してきたところでございます。具体的には、「中心市街地の活性化に寄与できる施設整備に重点を置き、より多機能で複合化も視野に入れた深い検討を行うこと」を受けまして、新図書館と市民ギャラリーの整備検討委員会においても御審議いただきましたが、「新図書館と市民ギャラリーの機能を充実することが最も重要であり、それとあわせて周辺の施設や商店街、まちづくりに携わる人々などのさまざまな機能とさまざまな連携を展開することで相乗効果が生まれ、本市の文化振興とともに中心市街地のにぎわいづくりを図っていく」との検討結果が示されたところであります。

本市といたしましては、その検討結果を最大限尊重して、公募型プロポーザル方式により設計者を選定し、昨年11月から基本設計に着手したところであり、本年2月には施設機能の配置計画がある程度まとまったことから、新文化複合施設基本設計案市民検討会を開き、その内容について当局と設計業者から市民の皆さんに御説明させていただくとともに、さまざまな御意見も頂戴したところであります。

現在、基本設計業務につきましては、取りまとめの作業を一時中断しているところでありますが、新文化複合施設に新しい機能等を変更して付加することは、これまでの経過や設計業者の選定方法、さらには基本設計の大幅な見直しなど、技術的な面、施設整備等を含めたトータルコストなどを総合的に勘案しますと、難しいものと考えているところであります。

しかし、議員の御指摘はまちづくりに対する市民満足度の向上につながるほか、中心市街地

の活性化の視点から大変重要なことでもありますので、別途まちづくり全体の方策の面から検討していく必要があるものと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、3項目めの地方防災会議への女性委員の登用についての御質問にお答えいたします。

米沢市防災会議の委員につきましては、さきの定例会におきまして山田議員から、防災計画に女性の視点を反映させるよう防災会議の委員にもっと女性を登用すべきではないかとの御提案を頂戴しております。これを受けまして、3月定例会におきまして本市防災会議条例の一部改正を行ったところであります。

この条例改正によりまして、防災会議の委員として新たに、「その他特に必要と認め市長が任命する者」を委員として加えたところであります。その結果、本年4月1日から本市防災会議の女性委員は3名となり、2名ふえたところでございます。なお、新たに任命されました委員につきましては、米沢市社会福祉協議会、それから米沢市婦人防火指導員連合会からの女性委員となっております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 山田富佐子議員。

○23番（山田富佐子議員） ありがとうございます。

それでは、順次、再度質問させていただきます。

1番目の通学路の安全対策の件についてですが、山形県内ではことしから3月までの3カ月間で15人の児童がけがをしております。

先ほど原教育長からも返答がありましたが、4月27日、文科省平野大臣より「学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ」として、各地域の学校、警察、道路管理者が連

携・協働し通学路の安全点検や安全確保に努める指導が、各都道府県知事、市町村長、教育委員会、都道府県警察本部に通知されております。

また、5月30日には、通学路の交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施を本年8月31日までに教育委員会が主体となり実施する旨の通達が出ました。年度初めに各学校、点検終わられたということですが、この8月31日までの緊急合同点検というのは、最初の4月27日のメッセージよりも重いものであります。教育委員会が主となって、学校、警察、道路管理者と合同で点検をするようにという旨の通達なわけですが、これに対してどのように計画されているのか教えてください。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今現在、全部の学校の通学路の点検・危険箇所ということで、資料を今手元に持っておりますけれども、この部分、100カ所以上あります。これについて精査をしております。子供たちの安全指導でまず対応できる場所、それから実際に信号機が必要であったり横断歩道が必要であったり等々の場所もあります。それから、歩道をきちんと拡張しなければいけない、そういった場所もございます。そういったところを精査をして、その後に警察、それから土木課、関係部署と一緒に点検をしながら、具体的に改善を図っていく努力をしていきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 山田富佐子議員。

○23番(山田富佐子議員) これから3部門で精査をしてから、これから合同点検をやっていくというお返事でしたが、ある地区では、一般道の交通量がすごく多いために、子供たちが農道、砂利道の、それも大雨のときは水たまりがびちゃびちゃするような、そういうところを通学路としている学校もあるわけです。

私は先日、警察のほうに行ってきました。信号機の要望とか横断歩道の要望とかしてまいり

ましたが、なかなかすぐに簡単にはいかないものだなということを痛切に感じてきましたが、今回、緊急合同点検の実施により、今まで以上にこのことがスムーズに進むのではないかなと思います。本当に子供たちの命が守られるためには、事故が起きてからでは遅いと思います。ぜひ本市の問題として捉え、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、新文化複合施設の中心市街地活性化についてお聞きします。先ほどの返答の中で、今後設計変更はできないとのことでしたが、図書館と市民ギャラリーの機能をあわせ持つ新文化複合施設は、市長の言う本市の顔になるのでしょうか。そして、市民は100年後に喜ばれる図書館を本当に希望しているのでしょうか。

先日お会いした市外の方ですが、安部市長と同じくまちの顔について、「米沢も酒田も鶴岡も、昔お城があったところはまちに品格がある、米沢もすばらしい「伝国の杜」という顔がある」と、お褒めの言葉をいただきました。市長は、まちの中心地にそのまちの顔がなければならぬと常々話しておられますが、市長の言われているまちの顔とは、決してハード面だけを言うのではなく、米沢の城下町らしさと、教育を大事にしてきたというソフト面での米沢の顔に重点を置いていると思うのですが、いかがでしょうか。

中心市街地の文化交流拠点となるためには、人口をふやす、特に定住人口をふやす政策が必要であると思っております。2012年版子ども・若者白書では、就労に関しての意識調査では、「十分な収入が得られるか」との問いに「とても不安」「どちらかといえば不安」との回答が合わせて82.9%とすごく高かったです。また、「仕事と家庭のバランス」では、「仕事より家庭優先」と、2人に1人、52.9%が回答しております。日本の社会の伝統だった仕事優先の価値観が変化しているとうかがえます。私は当初

より図書館をつくることは賛成しておりました。しかし、何が真実なのかがはっきりしない状態で、また市民のお声をお聞きするたびに、このまま進めてよいのか、もう一度隠し看板なしの協議が必要ではないのかと考えているところです。多くの若者が1年先の生活がどのようなになっているのか不安であると答えている中、そのような中で今市民は米沢市にとって何を必要としているのでしょうか。

今回このようにスムーズにいかなかったことは結果であります。しかし、このことをチャンスに捉え、もう一度最初から見直す勇気を持つことのほうが、より価値的であり、安部市長の英断が求められるのではないのでしょうか。新文化複合施設の中身の検討を再度要望いたします。

100年後の米沢市民に喜ばれる箱物でなく、今私たちの世代が、そしてこれからの米沢を担う若い夫婦が子育てをしやすい環境を整備することが重要課題であり、そこから人口増加や雇用の問題の解決の糸口につなげることができるのではないのでしょうか。社会情勢は日々刻々と変化しています。価値観も変化しています。情報化もどんどん進み、図書館・市民ギャラリーの役割、また求められるものも、変化しているのではないのでしょうか。

図書館と市民ギャラリーをあわせ持つ新文化複合施設は、果たして中心市街地の活性化に寄与する建物、人が集まり、にぎわいを生み出すことになるのでしょうか。ぜひ再度、安部市長の考えをお聞かせください。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 まず、まちの顔というのはどういう顔かということにつきましては、大体山田議員と同じような考えであります。そこは御一緒ですが、その後のところで、今議論になっておりますのは、平成26年度が国の中心市街地活性化事業の第1期でありますので、そこに間に合うようにするのか、それとも間に合わせる

のは断念して、2期、すなわち27、28、29のところにするのかというのが大きな論点としてあるわけですが、今の山田議員の御趣旨というのは、そういう1期、2期に間に合うかどうかという議論ではなくて、そもそも市民ギャラリー・図書館という組み合わせ自体でよいのか白紙のところから議論して、ということは具体的には、こちらから申し上げるのも変ではありますが、あえて明確にするために申し上げますと、2期に仮に間に合わなくたっていいので白紙からもう一遍中身の検討をすべきということだと受けとめました。すなわち、新しい案の御提案であるというふうに思っております。それについては、この場で今お答えできるようなものではありませんので、この後、全員協議会等を開いていただきたいという御相談をしておりますので、しかも合計4回ほどという予定でありますので、そういう中でさらに深い議論をさせていただければと思います。

○佐藤 兵議長 山田富佐子議員。

○23番(山田富佐子議員) いろいろな問題はあると思います。しかし、市長の市民への思い、そして市長の市民に対する安全・安心な生活を守るのが市長の大きな役割とも考えます。例えば、私たちが家を建てるときに、今回の新文化複合施設の建設と対比するのは少々無理もあるかもしれませんが、しかし誰も大変な生活の中で節約に節約を重ねて、こつこつとためたお金でマイホームを建てるときには、ああしようかな、こうしようかなとか、やはり迷い続けて、時には、やはり玄関は北側より南側のほうがいいかなとか、いろいろと変更はあると思うんです。少しでも家族や子供たちが使い勝手がよいように考えるのは、誰でも思うことではないでしょうか。

市の事業も相手の設計会社も、やはり商売です、正直言って。お互いにお互いの利益、金銭、物質面で、少しでも安く、また使い勝手がよく

願うのは当然当たり前のことでもありますので、これからも、今市長が言ってくださったように、今後再度検討しながら、私もこの場所に市民を代表して立っているわけですので、ぜひこの市民の意見、声に耳を傾けていただきたいと思えます。きのう市長は、今後市民からの意見募集や、議会に対して月2回程度の議論の場を設けていくことを話されました。今までのような広報とかホームページだけでなく、市民からの意見を幅広く聞くような、そういう検討、工夫されることを要望いたします。

では、次に移らせていただきます。

地方防災会議に女性委員を登用することについて、再度質問をさせていただきます。今回2人の方が登用されて、置賜保健所長さんも女性であることから3名となったわけです。

5月8日、「防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進の通達」が内閣府政策統括官より各都道府県防災主管部長宛てに出されました。この中で、防災対策の見直しに当たっては、災害対策基本法第15条第5項第1・第5・第7号を活用して男女参画の推進を図るよう各都道府県内の市町村に対し周知徹底の通達でありました。これはどういうことかということ、女性委員をふやすことができるということ、個人指定する形での登用を念頭に置くということ、

例えば米沢の場合、現在女性の置賜保健所長が違う部局の所属になっても、個人指定になっていけば、そのまま防災会議の委員として継続して活動できるという手法です。このことにより、異動等により女性委員が減るということはないわけです。

この個人指定について、どのようにお考えか教えてください。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 現在の災害対策基本法、先

ほど通知の御指摘がございましたが、現在の災害対策基本法では、都道府県の防災会議の組織それから所掌事務の例に準じて市町村防災会議にも組織・所掌事務を決めてほしいというような形で、県の防災会議に倣って市町村防災会議もつくっております。それが今回の山田議員のタイトルであります地方防災会議という趣旨だと思っております。

現在、4月で任期2年始まったばかりでございます。これから2年ございますので、その中でさまざま変わってくるかと思っておりますので、その際に検討させていただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 山田富佐子議員。

○23番(山田富佐子議員) 市町村の規模の大きさとかもあると思いますが、ある市では17名の女性委員を登用しているという市もあります。避難者の健康、精神状態の把握、また持病のある方、薬を内服されている方、また受診など、いろいろな対応がスムーズにいくためにも、私はぜひ委員の中に看護師も登用していただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。御返答をお願いいたします。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、条例を改正したばかりでございます。現在、定数を35名以下としてございます。3月に条例を改正したばかりでございますので、この条例定数35をさらに変えるということはちょっと現実的ではないということで、今後、繰り返しになりますが、2年間、現在の委員の任期がございます。その任期が切れるあたりに再度検討させていただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 山田富佐子議員。

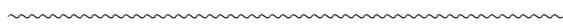
○23番(山田富佐子議員) ぜひ御検討をお願いしたいと思いますが、任期もそうなんです、防災会議の中での看護師の役割というのも大変大きいものかと思っております。定数等もあると思

ますが、さらに女性委員の登用を強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○佐藤 兵議長 以上で23番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は2時といたします。

午後 1時50分 休 憩



午後 2時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、生涯学習のまちづくりについて。14番齋藤千恵子議員。

〔14番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○14番（齋藤千恵子議員） 一新会の齋藤千恵子でございます。

今回は、社会・経済情勢をも含めた時代の大きな変化の中で、米沢市の目指すまちづくりの全ての施策の根幹に据えて進めていかなければならない生涯学習のあり方、生涯学習によるまちづくりについて質問させていただきます。

今、まちづくりのハードの面は大問題として各議員がさまざまな御意見をお話しになり、取り上げて論じておりますので、私からは市民の皆様意識のあり方、精神的に満たされているかどうかを含む大きな意味での文化、ソフトの面で質問させていただきます。

昨年の未曾有の東日本大震災に駆けつけた大勢のボランティアの方々、余りの被害に呆然としながらも、なお整然としている我が東北の被災者の皆様の姿を見ると、やはり日本人はすごいなと思いました。日本人としてお互いを思いやり、そして協力し合う姿を見るにつけ、日本

人としての誇りを感じるとともに、一人一人が協力することによりこの苦難を乗り越えていく、大震災後、日本人として一致協力して復興する心一つにしてという日本国民としての目標が明確になりました。そうした中で、改めて日本を活性化する決め手として生涯学習が不可欠という思いから質問させていただきます。

なぜなら、生涯学習は端的に言えばまちづくりであり、まちづくりの中核は人づくりであるからです。まちづくりの推進、市民の手による自発的なまちづくりだからです。

まちづくりの基本理念の一つは安全で安心がキーワードであり、住民の命を守ることです。東日本大震災で凶らずもそのことを実感いたしました。

(1)生涯学習の必要性について。

さて、生涯教育という理念は1965年、ユネスコが「教育は学校教育機関だけ、学校教育専門でいいのか」という問題提起を行い、生涯教育を提唱し、一人一人がよりよく生きるために学びたいという意思を持つ人に対して十分な教育が受けられる制度を整える必要がある、すなわちリカレント教育。つまり、労働期の中に教育制度を入れ込む制度として欧米各国に導入され、社会人の職業能力開発として社会に普及してきました。その結果、経済的に豊かな暮らしをしようとしたら生涯学習の実践は不可欠なこととなったわけです。

我が国においては、1990年の生涯学習振興法の法制化に基づき生涯学習審議会が発足するなど、行政対応はおくればせながら徐々に推進されてきましたが、国民レベルではなかなか進まず、趣味・教養のための学習、つまり個人的学習が主となって、全国に約1万6,000館ある公民館、カルチャーセンターを中心に進んできました。

ここで、現代社会になぜ生涯学習が必要であるのか、その理由として考えられることの一部

を挙げてみたいと思います。

まず、一つ目は長寿化です。21世紀に入って、日本は世界で最も高齢化が進んだ国となっています。2010年の厚生労働省の発表によると、男性79.64歳、女性86.39歳と、それぞれ世界第4位、世界第1位となり、また平均健康寿命、すなわち心身ともに健康で活動的でいられる期間が延びて74.5歳と、これも世界第1位です。高齢者の就業等社会活動は、65歳以上の労働人口は全体の2割以上を占めております。つまり、元気で活動的で社会活動をしている年配の方がふえていらっしゃるのです。定年後の長い時間を手に入れ、自由な時間を持つことができるようになったわけです。

現代人の晩年の余暇時間は、およそ10万時間あると言われております。20歳から60歳までの労働時間が約8万時間強と言われております。それよりも余暇の時間が長い計算です。この増大する長い余暇時間をどう過ごすのか。高齢者一般調査によれば、生きがいを感じることに上位に「学習」が挙げられており、年齢を重ねてもなお新たな知識の吸収により充実感を得る高齢者の方が多いためです。超高齢化社会を生きる市民の皆様が、学ぶ期間が延びたことをどう生かすのか、それぞれ学んだことを地域社会にどう還元するのか、今まさに問われているのです。

これからの生涯学習を考えると、労働期間中にも生活の中に学習プログラムを取り入れることは、教育が生涯の全体にわたって行われるべきとの考えから、とても重要なことと考えられます。このことこそが生涯学習の基本的な精神なのです。

高齢者が地域において自発的に生涯学習に取り組み、日々の生きがいを感じながら張り合いのある生活を送っていく。そして、こうして学習活動により得られた知識などを地域での社会参加活動等において還元できるようにすることです。これからの長寿社会では、学校教育以降

の学習こそが重要であると思われます。

次に、二つ目として急激な社会変化が挙げられます。社会の急激な変化に応じて、学校教育を終えた後、教育をもう一度配置し直す、すなわち再配置の必要が出てきたのです。従来、教育と言えば、学校に上がってから勤めに出るまでの学校教育がほとんど全てでした。しかし、現在このように科学技術が発達し、学校で習ったことだけでは労働の場では何年かたつと事足りなくなる。そこで、企業教育に力を入れ、教育を盛り込むようになり、職業能力のレベルアップの学習も必要となったわけです。

三つ目は、余暇の増大に対する適応の問題です。余暇の時間は労働の時間に匹敵するか、それ以上の時間があります。それほど余暇の時間は多いのに、細切れでしか存在しないので、実感が湧かない方が多いことと思います。この細切れ時間をどうつないで余暇の時間を生み出し利用するためのノウハウ、その技術の一つが生涯学習実践なのです。

(2)米沢市の生涯学習について。

さて、米沢市の生涯学習の基本構想は、市民の共通の道しるべである市民憲章の具現化を図り、市民全体の生涯学習のまちづくりを推進しようとするものです。

思い返してみれば、平成14年、「市民が主役の生涯学習のまちづくり」と題した上智大学の香川教授の基調講演で、「市民が主役となる生涯学習とは、市民一人一人が生きがいのある人生を送れるようになることで、このためには自分たちが住んでいる地域に愛着を持つことが必要条件である。地域での人間関係が親密にならないとボランティアは活発にならない。地域に対する愛着を育てる学習がないと、地域は地盤沈下する。だから郷土を誇れる教育をすることが大切である。そのためには、大人が郷土の歴史や文化を知らなければならない。郷土の歴史・文化を知って、初めて全国への関心が広が

る」と強調していたことを思い出します。

山形県は、日本の中でも殊のほか地域学が活発なところだと思います。とりわけ米沢は、郷土の歴史を重視しているまちだと私は思っています。学校教育の中でも上杉藩の歴史は、副教材「ふるさと米沢の心」の中で特にしっかりと教えられています。米沢市の学校教育の理念は、上杉鷹山公の教えにのっとっているのです。米沢市は歴史をしっかりと捉え、生涯学習を武器としてまちづくりをしてほしいと考えます。

平成15年10月に開かれた生涯学習フェスティバルでは「歴史に学ぶ生涯学習のまちづくり」と題して講演した講師の毎日新聞荒井編集委員の言葉を引用したいと思います。「かたいイメージで受け取る方もいますが、歴史は本来、人間のドラマなのです。人々が流した涙であり、その体験から身につけた知恵もあります。歴史を教科書的に理屈ばかりで見るのではなく、人間的な知・情・意の世界として捉えてほしい。そのためには、郷土の歴史への愛情をまず深めてほしい。そうすれば、いかに日本史に美しいものがあるか、現代日本人が見失いがちな生き方の美しさなどを再発見できることと思います」と強調しています。

ついでに申し上げるならば、これからは私は、地域と両親を尊敬する教育に変わる必要があると思います。そのためには、地域と両親は尊敬に値する地域と両親にならなければならない。学校教育の後の60年以上の間に何を学び、何を学び続けているのか。人格を磨き、そして学んだことや考えを地域に還元して、住みよいまちづくりにその力を発揮していく。何よりこの米沢市が好きだから住み続ける。この「人づくり」が今後の米沢市の生涯学習の鍵であると思います。

米沢においても、かねて文化センター4階に生涯学習課があり、そこで生涯学習を推進してまいりました。行革により統合され、社会教

育・体育課となったわけですが、「米沢鷹山大学」が行政主導から住民主導へと行政は主導から支援へと転換しても、行政としての役割が軽くなったり少なくなったりするわけではないと思います。今の体制で行政としての役割を果たせますか。まちづくりの根幹をなす生涯学習を強力に前面に押し出して進めるとしたら、本当に推し進めていけますか。もっと専門性を持ち、指導や支援を強力に推し進めていくことを強く望んでいらっしゃる市民の方がたくさんいらっしゃいます。生涯学習をまちづくりの根幹をなすものと考えるとき、全庁的に取り組むべきと考えます。もっと思い切って生涯学習の重要性を前面に押し出すべきと考えますが、市長、まちづくりの根幹をなすものです、ぜひ市長のお考えをお聞きしたいと思います。

こうした展望のもとに、山梨県では知事部局に主管課を配置し、しかもその成果である文化と一緒にし、生涯学習文化振興課として強力に推進している事例もあります。

次に、市民大学米沢鷹山大学の課題について述べさせていただきます。

昨年の4月、今までの生涯学習の総称であった米沢鷹山大学が組織化され、市民の自主運営組織として運用されて2年目ですが、今後の発展を考えると課題と思うことを少し述べさせていただきます。

まず、一つ目は、持続可能な安定した運営をしていくための自主財源確保の指導や支援です。この市民大学の運営でとても学ぶべきことの多い先進事例として、静岡県旧清水市にある「清見潟大学塾」があります。簡単に紹介しますと、昭和60年、全国で2番目の市民大学の開設です。特徴として、①歴史の古さ、②受講生の多さ、③講座の多用さと内容の豊かさ、④運営費が自治体の助成なく、「清見潟方式」として、受講料として集められている、⑤公募制の教授の採用などがあります。この実績をぜひもっと学び、

米沢方式として参考になる点を取り入れていた
だきたいものだなと思います。

二つ目は、行政の役割の明確化です。行政と
しての役割、鷹山大学との協働で行うもの、鷹
山大学独自で実施するものとすみ分けをさらに
明確にし、市民みずからも学習したことや経験
から培ったことを地域社会に還元できるように、
行政としての指導や支援をスピード感を持って
進めていただきたいものだと感じておりま
す。

三つ目は、市民の学習ニーズを的確に把握す
ることです。「調査なくして民主的な生涯学習
振興計画なし」の言葉があるように、生涯学習
に関する市民意識調査の分析と傾向をもっと把
握するなど、市民の声に十分な配慮がさらに重
要であると思われま

次に、人材の養成ということ、米沢市はマ
ナビスト養成塾を開きました。「マナビスト」
とは、市民の人材の発掘と担い手の育成の重視、
つまり自分自身が学び続けていくことの楽しさ
や充実感を知っている人、自分だけでなくほか
の多くの人たちにも知ってもらえる、感じ取っ
てもらえるように伝えていく人です。私もその
一人ですが、平成13年7月から15年11月まで、
1期生から3期生までの100名が学び、修了いた
しました。

マナビスト養成塾の塾長、日本の生涯学習の
第一人者瀬沼教授の募集のパンフレットの言葉
を思い出します。「バブル経済の崩壊後、全国
各地に、市民が学びたいことは自分たちで企画
して運営していこうと活発化しています。国も
NPO法をつくって、市民主導の地域活動を支
援するようになりました。本講座は、東北地方
で最初に開設されたマナビスト養成塾です。市
民の学習、文化活動のお世話をして支援する人
材の育成を目指します」。

マナビストは、当初の予定どおり、人口当時
9万3,000人の市として、市民100人に対して1

人を配置するという基準を満たしました。現在、
米沢市生涯学習ボランティアマナビストとして
102人が自己啓発し、活動に必要な諸能力の開発、
市民の皆様の生きがいづくり、究極は米沢市の
生涯学習の活性化を目的として、日々研さんを
積んでいます。

一方、米沢市生涯学習指導者バンクには、実
人数162人、延べ人数218人が各分野にわたり登
録をしています。また、市民スポーツ指導者バン
クの支援もあります。しかしながら、私は、
この指導者バンクもマナビストもうまく活用さ
れていない、活用し切れていないように思いま
す。多様化・高度化する学習ニーズへの対応と
して、学習情報ネットワーク化、マルチメディ
ア化など、行政としての役割が必須です。市民
の皆様の多様な学習ニーズに応えるためには、
各コミセンで、各地区で、もっともっとすぐれ
た人材を持っていられたいと思います。その人材発
掘は行政の役割と思いますが、どのような手を
打っているのか、具体的にお示しください。

次に、米沢鷹山大学まちづくり人財養成講座
について、考えを述べてみたいと思います。

毎年、実にすばらしい発想でさまざまな企画
の提案にもかかわらず、この提案を受けた行政
は、実際どこまでこの提言や提案を真剣に検討
し、実施しようと試みたのか、甚だ疑問があり
ます。実にさまざまな提案を、時間と労力をか
け学んできたことを市民みずからの力でまちづ
くりの提案をする、このことこそ生涯学習の目
的ではないかと思いますが、なかなか実施まで
いかないのはなぜでしょうか。財政上の問題も
あるかと思いますが、今後の展開も含め、お答
えください。

自己実現や自己の教養向上のための手段にと
どまりがちな現在の状況に思えます。学びの過
程がひとまず終わった段階で完結し、自分のた
めに活かされることはあっても、それ以上では
ないのです。それでは、これからの社会を変え

ていく力を生み出しにくい。自発的に学ぶという人間の営みを、社会のあり方を変え、地域社会の課題を解決していくことにつなげていくことこそが重要だと思います。学んだことをまちづくりに還元する。まちづくりというと地域の公共設備の整備やイベント活動などを思い浮かべがちですが、より根本的に地域社会の共通の課題解決をする活動として捉えるべきものと思いますが、いかがですか。

(3)課題と評価について。

今後の課題解決の方向性としてコストパフォーマンスの導入を提案いたします。少ない費用で質の高い事業を行う、いわゆるコストパフォーマンスを高める必要があります。生涯学習におけるコストパフォーマンスとは、講座など事業に要した経費と受講生の数や満足度、達成度などの事業効果との対比、つまり費用対効果のことで、いかに高めていくかが課題解決の方向性の一つであると考え、提案いたします。

(4)生涯学習宣言都市を目指して。

全国の先進事例の1例を紹介いたします。静岡県掛川市は地方の小都市でありながら、飛躍的なスピードで新幹線駅建設や天守閣復元などが完成し、全国から注目される個性的なまちづくりを実現してまいりました。この大きな要因は、この生涯学習まちづくりが着実に成果を上げたからだと考えられています。この掛川市は、全国で初めて生涯学習都市宣言をした町です。全国でも、いわき市、岐阜市など86の市や町で宣言して、市や町が一丸となって生涯学習を押し進めております。山形県では朝日町と隣の川西町が、それぞれ平成6年と平成11年に宣言しています。

そこで、米沢市も生涯学習によるまちづくりを前面に出して押し進めるなら、米沢市は生涯学習宣言都市を目指すべきものと提案いたしますが、当局の認識はいかがですか。お尋ねいたします。

最後に、岐阜市の「生涯学習のすすめ」を引用いたします。

「毎日が楽しいですか？生きがいをもっていただけますか？仕事に張り合いがありますか？地域で何かをしていますか？だれもが、豊かな心で生きがいをもち、充実した生き方をしたいと思っています。それを実現するのが「生涯学習」の生き方です。だからといって、特別の学習があるわけではありません。だれでもすでに生涯学習をしてきているのです。学校で学ぶことも、仕事で学ぶことも、趣味やスポーツや文化活動に取り組むことも、ボランティア活動をすることも、すべて生涯学習なのです。ただ、学んだことを「自分づくり」や「地域づくり」に役立てることで、大きな喜び・充実感や生きがいを持つことが大切です。「学んで自分づくり」「活動して地域づくり」それが「生涯学習の生き方」です」。

これで壇上からの質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの齋藤千恵子議員の御質問にお答えいたします。

私からは、どのように生涯学習を全庁的に取り組むかについてお答えいたします。

米沢市生涯学習振興委員会条例の第1条で、市長の附属機関として米沢市生涯学習振興委員会を設置いたしております。また、第2条では、所掌事務として、生涯学習の推進によるまちづくりに関すること、生涯学習の振興に関すること、その他生涯学習に関し市長が必要と認めることとしております。したがって、生涯学習は全庁的な取り組みであること的位置づけであると認識しているところであります。

全庁的な取り組みとして、具体的には、米沢市まちづくり出前講座があります。生涯学習ガイドブック等で各課の学習情報を発信しておりますが、市民の要請に応じ、市の職員等を講師

として派遣し、行政に関する専門知識を生かした実習その他の講座を無料で提供しております。市民の学習機会の充実と市政に関する理解、市民の自治意識の向上、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的といたしております。

本市の目指す生涯学習の最終目標は、次に掲げるまちづくりに向けて、市民主体の生涯学習の推進による「ひとづくり」としてしております。一つは、豊かな人間性が育まれるまちづくり、二つ目は、生きがいを実感できるまちづくり、三つ目は、ふれあいと交流が広がるまちづくり、四つ目は、新たな文化が創造されるまちづくりであります。これらをまちづくりの進むべき方向として、生涯学習の振興に努めていきたいと考えております。

○佐藤 兵議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、生涯学習の概念と、なぜ生涯学習が必要なのかについてお答えいたします。

まず最初に、生涯学習の概念についてですが、平成24年3月に策定いたしました第2次米沢市生涯学習振興計画の中にありますように、「生涯学習とは、市民一人一人が健康で心豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身につけて生きがいのある充実した人生を過ごせるように、自分の意思に基づき、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで生涯を通して行う学習活動である」というふうにとらえております。

次の生涯学習の必要性についてですが、議員も質問の中で述べておられますのでダブる部分もあるかと思いますが、お答えをいたします。第1に、国際化の進展や高度情報社会の実現など急激な社会変化の中にあっては、仕事上や社会生活の面で絶えず新しい知識や技術の習得が求められていること、第2に、高齢化社会に伴う余暇の増大や趣味を楽しむ、知識や教養

を高めたり、自己実現や生きがいを学習活動やボランティア活動に求めたりする傾向が強まっていること、第3に、市民の価値観や学習の要求が多様化したことにより、学習内容やその方法も従来のプログラムでは十分な対応が図れなくなってきたこと、最後に、学校におけるいじめ・不登校・中途退学者の増加や、企業の雇用形態の変化などにより、これまでの「学歴」を重視した社会のあり方から学習の質や量といった「学習歴」を重視する社会に変化しつつあることが挙げられます。このような社会の動きは、今後も一層進展するものと考えられます。したがって、学習者のニーズに基づき、学びたいときに、学びたいものを、自由に選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、生かされるような生涯学習社会を確立し、地域力向上のため生涯学習が必要であると認識しております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、米沢市の生涯学習について以降について御答弁させていただきます。

本市の生涯学習についてでございますが、第2次米沢市生涯学習振興計画において、心豊かで潤いのある人格の形成と、米沢市市民憲章や米沢市まちづくり総合計画にうたわれているまちづくりを目指して、市民一人一人の個性が尊重されながら、生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが学習できる環境づくりと、学習したことが生かされ、学習した成果が適切に評価される生涯学習の実現を目指すこととしております。

さらに、その学習活動は行政依存ではなく市民の自主性や自発性、やる気によって推進されることが大切だと考えております。市民が積極的かつ継続的にかかわることで、米沢市まちづ

くり総合計画でうたわれている「地域特性を活かした人と地域が輝くまちづくり」の推進をしていくことができると考えております。

続きまして、生涯学習のまちづくりにおける行政の役割についてでございますが、第2次米沢市生涯学習振興計画において、本市と米沢鷹山大学の役割分担を明確にして生涯学習を推進していくこととしております。具体的に、市で実施する業務は、生涯学習全般の振興、米沢市生涯学習振興委員会の設置、米沢市まちづくり出前講座の実施などであり、米沢鷹山大学が主体で実施する業務については、大学の運営、その中身は事業の企画・立案、情報の収集なども含めてでございますが、そのほか生涯学習情報の提供、調査研究、生涯学習指導者やボランティアマニピストの支援・養成等があります。さらに、市と米沢鷹山大学が協働して実施する業務として、生涯学習拠点としての大学の運営、学習相談、情報収集、生涯学習フェスティバルの開催、地域づくりに関することなど、明確に区分しているところでございます。

それらを踏まえて、生涯学習基本計画に基づきながら米沢鷹山大学の運営充実を含めて先進事例などを学びながら、市と協働体制で今後も推進してまいりたいと考えております。

続きまして、マニピストの活用や指導者バンクの登録者の確保などについてお答えいたします。

指導者バンクに新たな登録者を確保する施策としては、生涯学習振興計画の中で、米沢鷹山大学企画講座の講師や講座修了者などの方から新たな指導者を発掘できるようなシステムを整備する方針を示しているところでございます。指導者バンクに新たな登録者を確保することは生涯学習を推進するに当たり重要な部分であるため、米沢鷹山大学と協働して指導者を効率よく掘り起こせる体制づくりなどを検討しながら、新たな登録者の確保に努めてまいりたいと考え

ております。

また、システムの運用や周知方法などを再検討いたしまして、今後も市民の方に多く利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、まちづくり人財養成講座関係の御質問についてお答えいたします。

まちづくり人財養成講座での市民提言や「まちづくりプラン大賞」を受賞した事業を今後どのように活用していくかでございますが、一例として、最近では23年度のまちづくりプラン大賞で優秀賞を獲得した「ご当地ヒーローようざん戦士ザワレンジャー」のプランは、プランを練り直し、商工観光課と連携して、「ご当地ヒーローようざん戦士アズマンジャー」として、緊急雇用対策予算を活用し、市の事業として地域振興と産業の活性化やPRに生かされるような仕組みづくりを行ったところでございます。

また、総合政策課と連携いたしまして、米沢市協働提案制度や市民公益活動支援補助金等を広く周知し、市民のアイデアを生かす機会の提供に取り組んだり、まちづくり人財養成講座での市民提言のフォローやまちづくりプラン大賞コンペティションプランの選考から漏れたプラン作成者に対して再チャレンジしていただけるように努めているところでございます。

さらに、行政と連携がとれそうな事業等につきましては、積極的に関係課に紹介し、事業の具現化に支援したり、できるだけ多くの情報を提供し、市民のまちづくりプランが地域づくりに生かされるような環境づくりに努め、「ひとづくり」につなげていきたいと考えております。

続きまして、課題解決とコストパフォーマンスについてでございますが、この問題のみならず、行政の基本理念は「最少の経費で最大の効果を上げる」ということでございます。この生涯学習等の課題解決等につきましても、市民と協働しながら点検・評価を行いまして、PDC

Aサイクルを繰り返しながら、いろいろな場面で問題解決に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、生涯学習宣言都市についてどのように考えているのかについてお答えいたします。

生涯学習宣言都市の状況を見ますと、山形県内で川西町と朝日町の2自治体が宣言しており、全国では86の自治体が宣言しているようでございます。本市におきましても、市民一人一人が地域社会や市政に参加し、行動し、協働を前提とした学びを推進するために、本市の生涯学習の推進は必要不可欠なことであると考えております。

しかしながら、市民主体の鷹山大学は2年目がスタートし、生涯学習という裾野の広がりを考え、全庁的に総合行政として基盤整備を図る必要がありますので、生涯学習宣言都市については今のところ考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） まず、聞き取りのときも宣言都市の話をしたら、山形県に2カ所しかまだ宣言していないのだから、ほかの市町村の様子を見ている、そういうような、いかにも行政の方のお答えのようなお答えが返ってまいりました。いいものはいい、取り入れるものは取り入れるという、そういう態勢がこれからも必要なのではないかと私は思いました。

そこで、一つの事例ですが、こんなことがあったので、ちょっとだけ御紹介申し上げます。先ほどの清見潟大学のある旧清水市は、介護保険適用者率が全国平均よりも3%以上低いという統計が出ており、もちろん今御紹介しましたとおり、生涯学習の盛んな町です。元気な高齢者の存在がその一つの原因である可能性が大です。そうであるとするならば、市民の自立的な

生き方を育てる生涯学習は、究極の福祉であるとも言えると思います。このように、生涯学習のメリットが福祉の向上にあることは、各地の実践例で物語っております。

その意味でも、先ほど部長がおっしゃいましたが、「全庁的に管理を」とか「体制を整えて」というようなお話でございましたが、ぜひ米沢市も生涯学習のまちづくりをしているのだということを前面に押し出す意味でも、近々にこの提案を御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたしますが、もう一度、この件に関していかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 生涯学習宣言都市につきましては、御答弁申し上げましたけれども、米沢市の場合はいろいろな部分で徐々に進んでいるという段階で、やはり全庁的に総合行政としての基盤整備を図る必要がございますので、現時点のところでは宣言都市をこれからしますというようなお答えはできない状況と私どもは理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） それでは、この提案は一応要望としておきますので、よろしく願いいたします。

先ほど部長がおっしゃった評価のPDCA、マネジメントサイクル化ということの評価でございしますが、今、このマネジメントサイクルを繰り返して評価をしていらっしゃるのでしょうか。教育委員会で発行しいらっしゃる22年度の教育委員会の点検・評価についてというのも見せていただきましたが、この評価をなさっているのでしょうか。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 米沢市の業務全般につきましてはでございますが、最近ではこのPDCAの行政マネジメントという部分で、計画を立

てて、最終的にチェックして、さらに次の目標を立てながらやっていくということで、米沢市の教育委員会の点検・評価等についても、そういった観点で行っているところでございます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) 先ほどの質問の米沢市生涯学習指導者バンク並びにマナビスト、そして市民スポーツ指導者バンクなどたくさんの登録がございますが、これを生かし切れていないのではないかという質問に、この人材発掘が行政の役割だということをお話はなさっていると思いますが、どのような手を打っているのか具体的にお示しくださいということで御答弁お願いしたいと思うのですが。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 具体的な部分につきましては、講座修了の方々などからの情報を集めたりしながら、そういった部分で新たな登録者の発掘に努めているということでございます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) なぜこれを申し上げるかといいますと、部長もごらんになっていらっしゃると思うんですが、米沢市生涯学習指導者バンク、これをごらんいただいても、かなり、指導なさった当時から見ると、随分の日数がたって、高齢化しております。そして、新しい方が入っていらっしゃらないのが現状です。鷹山大学でたくさんの市民教授が生まれていながら、なぜ次々と人数もふえ新しい方もふえていらっしゃらないのか。

そしてもう一つ、マナビスト102人がどのように活用されているのか、その具体的な方法をお聞きしないと、人数もふえないし、新しい方も入らない。ごらんになってくださるとわかりますが、本当に力を持っていらっしゃる、指導できる方ばかりです。しかし、かなり前に登録なさっていらっしゃる方ばかりです。それが現実ですので、それに対して、毎年毎年実習的に授

業を組んで、たくさんの方に教えていらっしゃる指導者の方がいっぱいいらっしゃるはずですよ。その方の登録がないのはなぜでしょうかと、そういうことをお聞きしたかったのです。いかがですか。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 行政側からの説明不足という部分もあるかもしれません。そういった部分について、今後、反省を踏まえながら、指導者バンクへの登録などについては行政側からお願いしていくことが肝要かと考えております。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) それでは、もう一つの米沢鷹山大学まちづくり人財養成講座についてでございますが、先ほど時間の関係で申し上げませんでした。本当に19年、20年、21年、22年、23年と一生懸命学んで、アイデアを出して、研究して、実際にそれを実施まで行けるように、たくさんの方々が提案なさっていらっしゃいます。もちろん行政の方はそれをおわかりだとは思いますが、実際に23年のこういうものということで先ほど御紹介はいただきましたが、それ以外に本当にたくさんの、さまざまな考えで、まちづくりに結びつけたいという市民の方々のすばらしい私は考えだと思って、一つ一つ見せていただきました。その中には、すぐにもここは検討して、少し形を変えながらも取り入れていけるのではないかなというようなものも各分野でございましたので、ぜひこの点について、時間と労力をこれだけかけているのですから、このアイデアというのはなかなか生まれて来ないものだというのも本当のところなんです。頭で考えてもわからない、そのアイデアというものをぜひ実施までこぎつけていただきたいと、ここは要望しておきます。

先ほどのコストパフォーマンス、課題解決の方向性の一つであると思ってお話しさせていただきましたが、もちろん行政コストの話にも行

ってしまうのですが、生涯学習によるまちづくりに対するコストパフォーマンスを高める必要ということで部長もお認めいただいているところですが、具体的に何かこの導入に関してお考えや今後時期的なものとかございますでしょうか。それとも、もう既にこういう形をとっていらっしゃるのかどうか、その点についてもう一度お聞かせください。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 課題解決とコストパフォーマンスでございますが、まずコストパフォーマンスという部分につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、最少の経費で最大の効果を上げるというのが行政の基本理念でございます。そういった部分で、少ない経費でありながらも最大の効果を上げられるような行政というものは各部署で実施しているところでございます。その中で生涯学習もその一つだと私は理解しております。

あと、課題解決につきましても、生涯学習のみならずいろいろな業務の中でPDCAサイクルの中でさまざまな部分で点検評価を行いながら業務を推進していくのが行政の役目だと私は理解しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） 行政コストの話はわかるのですが、生涯学習のまちづくりに関して、この費用対効果ということは具体的に出ているのですか。それとも、コストパフォーマンスが高まっているのですか。そこをもう少し具体的に教えていただかないと、概念としては今部長がおっしゃったとおりだと思います、私も、当然ながらそれをさせていただかないと困るということもありますが、コストパフォーマンスをいかに高めるか、これが課題解決の方向性だと思うので、具体的に事業に要した経費と受講生の数とか満足とか達成度などということで、具

体的になさっていらっしゃるのかどうか。なさるおつもりがあるのかどうか。概念とか、こうなのですよという建前の話ではなく、お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 生涯学習によるまちづくりのコストパフォーマンスの計算は、これまでしておりません。そういったものの必要性は、行政コストの問題、市全体でも取り組まなければならない問題というきのうも答弁もございましたので、そういったものと同等に、同じようなやり方がいいのか悪いのかはまた別でございます。生涯学習によるまちづくりという大きな枠の中でどのように算出していくのが適当であるか、今後やはり検討しなければならないと思っております。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） もちろんそのとおりだと思います。ぜひこの点について、この御提案を要望としてさせていただきたいと思いません。

これで私の質問を終わります。

○佐藤 兵議長 以上で14番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

午後 2時55分 休 憩

午後 3時05分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、新文化複合施設建設計画について。22番鈴木章郎議員。

〔22番鈴木章郎議員登壇〕（拍手）

○22番（鈴木章郎議員） 「政治家」に対して「政治屋」という言葉があります。政治家とは、おのれを捨て、世のため、人のために働く人のことを言いますが、一方、政治屋とは、公の利益よりもおのれの欲望を満たすために権力を用いる卑怯な人種のことを言います。最近の図書館問題からかいま見える安部市長の行動は、次第に後者の政治屋の傾向が強まってきていると言わざるを得ない残念な状況になってきていると思うのであります。

市民を代表する議会に情報を隠匿しながら予算の議決を行わせ、虚偽の説明であったことが露呈するや否や、今までの説明を覆し、なりふり構わぬ行き当たりばったりの強引とも言える計画変更を行おうとしたり、今度はその対応に公私混同の公用車問題を引き起こし、あげくに市民のための広報誌を用いて、にやけた写真で謝罪文を掲載したりと、目に余る行動を次々に引き起こす状況となっております。

長期政権から生まれるしがらみや、利権を断ち切り、クリーンで風通しのよい市政を目指して就任されたはずであります。いつの間にかしがらみや利権に取り込まれ、私欲のために権力を振りかざす今の安部市政の姿は、10年前は誰が想像したことでしょう。安部三十郎市長が、安部三十郎個人の思い入れを実現させるために、市長の権力を行使していると思えないのであります。

あなたは、図書館建設を公約に挙げて当選したのであるから図書館建設の正当性を主張して

おられますが、そもそも市民は図書館を望んであなたに投票したのではなく、8年間の戸別訪問の執念に同情して投票しただけであることを認識すべきであります。

今まで市民の中から話題にも上がらなかった図書館建設問題が今回の騒動でクローズアップされると、「図書館なんか要らない」、「何で今ごろ図書館建設なの」、「本当に今米沢市に図書館が必要なのだ」という声が圧倒的であることから、10年前ならいざ知らず、現在の米沢の惨状を見れば、図書館建設等にうつつを抜かして市民に負担を強いている場合では絶対ありません。

「権不十年」という言葉があります。権力というのは、どんなに健全であっても、必ず10年もたてば腐り果てるという意味であります。どんなに健全であっても10年もたてば腐れ果てるという権力であれば、9年目の政治屋と化した安部市政が健全であるわけがありません。健全でない権力のもとで市民のためにならない計画は直ちにやめていただきたいということを申し上げて、通告の順番どおり質問をいたします。

ポポロビル取得について。

5月1日、商工会議所において、ショッピングビル所有者より、土地・建物は寄附すると説明がありました。当初、土地・建物を寄附するということから検討が始まったわけでありませぬけれども、21年12月7日、本議会において、これは高橋義和さんの質問の答弁だと思いますけれども、磯部部長は、土地・建物を一括購入する。その後、22年3月3日、本議会において磯部部長は、解体費用は概算で1億数千万円。23年1月6日、総政第287号において、安部市長は、所有者が解体した後に更地を解体費用で購入と言っておられます。その後、23年9月7日、本議会において、山口部長は、所有者に解体してもらい、更地で購入。23年11月4日、総政第182号で、解体費用を本市が負担し、土地は無償

譲渡する。そして、24年3月9日、予算特別委員会において我妻課長は、購入価格は地価公示価格を参考に土地鑑定価格で相手と交渉する。

4転、5転、合意が変わっております。条件が変化しているが、変化した条件は、どの会議で決められたのか、また地権者と話し合ったのか、そして本当にどの時点で合意しているのか、お聞きいたします。

2番目の、図書館建設予定地変更後の候補地ではありますが、市長は広報で建設地について議会、市民の間でいろいろ案が出ましたが、その主なものは、ポポロ跡地、まちの広場、歴史公園予定です。三つに絞られてありますけれども、24年5月14日付で中部地区連絡協議会の会長より、市民文化会館の敷地を建設候補地にと。これは意見書でありますけれども、今回この場所を候補地としてないのはどうしてなのでしょう。

3番目に、NHK放送中継所の移転について陳情書が出されているが、今後の取り組み方はいかがなさるのか。

以上、三つについてお伺いいたします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの鈴木章郎議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、建設工事のうち中部地区連絡協議会からいただいている御意見についてお答えをいたします。

市民文化会館の敷地への新文化複合施設の整備につきましては、御質問にありましたように、24年5月14日に中部地区連絡協議会から「ポポロ用地変更により、まちの広場利用による図書館等建設に対する意見書」ということでいただきました。

図書館・市民ギャラリーの機能に加えて、新しい文化会館の機能を盛り込んだ全く新しい複合施設の建設ということになりますと、現行で

計画している新文化複合施設の建設費にさらに新たな市民文化会館の建設費が加わることとなり、事業費が相当大規模になってまいります。

また、図書館、市民ギャラリー、文化会館の合築施設となれば、改めて基本構想を練るための検討委員会から再スタートしていく必要があるものと思います。

これらのことを考えれば、市民文化会館の敷地を候補地に加えるのは難しいと考えております。これまで進めてきました計画から大きく外れることのない範囲で実現可能な工事の議論を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

[山口昇一企画調整部長登壇]

○山口昇一企画調整部長 私からは、新文化複合施設の予定地であるポポロビルの敷地について、時間の経過の中で議会説明が変わってきていることについてお答えさせていただきます。

初めに、ポポロビルの敷地を本市の中心市街地活性化事業に活用するに至った経緯につきましては、さきの3月定例会における鈴木議員の一般質問にもお答えをしておりますとおり、地権者から本市の中心市街地活性化事業への協力の申し出をいただいたことが出発点となっております。

このことを踏まえて現在の事業計画を策定した経過を申し上げますと、本市では、米沢商工会議所とともに申し出を受けて、ポポロビルの活用による中心市街地の活性化策について検討を行ってまいりましたが、中核となる事業を見出せなかったこと、さらにはポポロビルの建物自体の老朽化の問題などから、ポポロビルの具体的な活用を見出すことができずにおりました。

その後、本市が公共施設を積極的に配置する公共投資型の都市再生整備計画を取りまとめる中で、ポポロビルを市が取得した上で取り壊し、この敷地に新文化複合施設を建設することを計

画したものであります。

一方、地権者との交渉の経過についてであります。先ほど申し上げました地権者からの協力の申し出に関しまして、地権者の意向は土地・建物の寄附が前提でありました。その後、この敷地をめぐる事業計画がポポロビルの活用から、市が取り壊して新施設の建設へと変更になったことなどから、本市では地権者の意向を尊重しながらも、初めから無償でお譲りいただくという前提での交渉ではなく、お互いに話し合いを持ち合意に至るというイメージで考えておりました。このため、平成21年12月議会における一般質問でのお答えであります。「ポポロビルについては建物と底地を一括購入し、建物を市が解体する方向で所有者と協議を進めている」との説明になっているものであります。

その後、議会から、建物を必要としないのであれば、この敷地については更地で購入すべきではないかの御意見をいただきましたので、改めて地権者と話し合いを行ってまいりました。地権者側の意向は、あくまで市への土地・建物の寄附であり、このことによって利益を上げることは考えていないとお話でありましたが、本市からの要望に沿って建物の取り壊しを行うことによりまして、当初予定になかった解体経費の負担が地権者側に発生することになるため、本市としては更地の土地を鑑定評価をし、その鑑定額の範囲内で取得代金をお支払いすることとし、その代金をもって建物の解体経費相当と考えることで御理解をいただいていたところでありました。

これまで御説明申し上げてきましたように、時間の経過によってポポロビルの用地取得をめぐる状況が変わってきておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、これらのことは会議に諮って決めたのか、会議で決めたとすれば、どのようなメンバーで決めたのかという御質問であります。

初めに、本事業における地権者との交渉の手順について御説明させていただきます。本事業におけるポポロビルの敷地につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、既に地権者から協力の申し出をいただいておりますので、まずは事務方において地権者と話し合いを持ち、土地・建物の処分に関する地権者の意向や、その場合の課題などについて、お互いに確認をしながら、合意が図られるよう努めてまいりました。

次に、この話し合いの内容につきましては、一旦、事務方が庁内に持ち帰り、市長、副市長を含む関係幹部職員等による検討を行い、市としての方針を決定した上で再び地権者のほうに出向きまして説明を行い、御了解をいただくという手順を繰り返しながら進めてきたところであります。

いつ、どのようなメンバーでの会議でという御質問であります。この問題についての、ただいま申し上げましたように、専門の会議体という設置はしておりませんで、その都度、トップを含めた意思決定を経て事業を進めてきておりますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、どれが地権者との最終的な合意事項なのかという御質問についてであります。平成23年9月議会における一般質問においてお答えしておりますとおり、地権者のほうに建物を取り壊していただいて、市が更地で購入するという内容が今までの流れを踏まえた現時点での最終合意事項であると認識しております。

なお、今回の問題を踏まえ、今後については改めて地権者と協議をし、確認をしていきたいと考えております。

次に、建設候補地について、御堀端史跡保存会等から「上杉記念館隣接地整備陳情書」が出ているが、この地を候補地に入れる考えはないかについてお答えいたします。聞き取りの際にはそういう趣旨が含まれていたというふうにお

伺いましたので、そのように答えさせていただきます。

初めに、陳情書についてであります。議員の御指摘のとおり、平成24年4月23日付で、御堀端史跡保存会を含む12団体、15名の方々の連名で、上杉記念館隣接地整備陳情書をいただいております。陳情の内容については、当該地を歴史的・文化的・観光的にふさわしい景観と活用を求めるものであります。

このうち、NHKのラジオ送信所の移転についてであります。この送信所は、本市を初めとする周辺市町への良好なNHKラジオ電波を送信するため整備されたものであります。土地につきましては、昭和27年1月22日付の契約によりまして、現在地をNHKに無償貸し付けを行っております。当時は電波送信機能だけではなく、NHKの職員が常勤をし、米沢市独自の情報を発信するとともに、地域の人々とのコミュニティ形成の場ともなっていたようであります。

このように長年にわたり本市を初めとする周辺市町へ良好なNHKラジオ電波を送信をいただいていた施設ではあります。時代とともに施設の老朽化と景観上の問題、さらには当該地の利活用の課題から、過去にも何度か移転についてNHK側と協議を行ってきた経過がございます。しかしながら、この移転費用については原因者負担の原則としておりまして、本市としましては、その負担が大きいことから、これまで断念してまいりました。

一方で、最近になりまして、施設が老朽化してきたことから、近々、コンパクトな施設に改修したいとの意向がNHKから示されましたので、再度移転について協議を始めたという段階であります。まだ協議はスタートしたばかりという状況にあります。

このような経緯を踏まえて、新文化複合施設の建設候補地としてこの敷地を入れる考えはな

いかということではありますが、これまで御説明をしてきましたとおり、新文化複合施設については中心市街地活性化の中核施設として市街地中心部における文化交流拠点を形成する目的で整備をするものでありますので、現在のところ、三つの候補地のほかにこの敷地を候補地に加える考えは持っていないところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 今、時系列のお話をしていただきましたけれども、私、一番合意点というのは、新聞の報道にありますけれども、ビル管理会社は、市の事業に協力するために、2009年、平成21年、市負担で解体する、その条件でビル敷地を無償譲渡することに合意したと、ここが一番だと思うんです。

しかし、2009年、平成21年、合意したにもかかわらず、その後、市で所有者が解体した後に解体費用で購入。また、所有者に解体してもらい、更地で購入。2年後、23年11月にまた、解体費用を本市が負担し、こちらに無償譲渡すると変わっているんです。ここなんです、だから。合意しているのはビル会社は言っていますから、きちんと。2009年に、市の負担で解体し、ビル敷地を無償譲渡すると。間に2転、変わっているわけです。これは、なぜ変わったのか。その間に2回変わっています。そして、また2年後、2009年の合意した部分が出てくるんです。きちんとトップ同士で話し合ったのは、どちらが言ったのか。ポポロさん側からの要望なのか、市がこうしたいと言ったのか、その辺ちょっとお聞きします。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 中心市街地の活性化策について、これは平成20年から市と会議所とともに構想を練ってまいりました。そうした中で、どちらから切り出したのかというお話でありま

すが、これについては、ビルのオーナー側から、中心市街地活性化に寄与するために寄附をするので、ぜひ活用していただきたい、そういうお話をいただいたことがスタートになっているという点は間違いございません。

それで、当初、都市再生整備計画をまとめるに当たりまして、市が解体をする方向で申請をさせていただきました。当然ながら国の交付金事業であります。こういう取得の場合に、市が解体をすることについても補助対象になるということを確認した上で、そのようにさせていただきました。

地権者側が当然寄附、利益を生まないわけですが、私どもに寄附をするに当たって、若干の必要経費等も発生する可能性がありますので、そうした分を勘案して、購入というような表現にさせていただいたわけですが、解体後、ほとんどが解体経費になりますので、その分については市が施工するということが合意をしております。

それから、議会の中で御説明をする中で、先ほど答弁したとおりであります。これまでの公共事業のやり方としては、建物つき、しかも老朽化した建物つきで市が取得するという事例がなかったことから、更地に民間側でいただいたものを市が買うのでないとなかなかまじまじという御意見等もいただいたものですから、改めて地権者のほうと協議をさせていただいて、こうした方式を納得いただいたこととあります。これについても、利益を発生させるということではなくて、当然ながら解体については1億数千万円ほどの金額がかかるというふうに所有者側のほうも確認をしておりましたので、その経費相当分が売買価格となるような方向で考えさせていただきたいということと了解をいただいていたという状況であります。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 解体費、私、5月15

日、全員協議会で、解体費は幾らなのかと当局に言ったところ、当局のほうでは、解体費用云々、概算をとっていないとおっしゃっているんです。今、1億数千万円と言いましたよね。市が解体する方向で云々と。ならば、解体費用の概算をとっているはずですよ。とらなくてはいけない。山口部長の前の部長、21年度の部長、磯部部長は、ちゃんと解体費を1億数千万円と言っています。調べたんでしょ、だから。でも私は全員協議会で、ではポポロビルの解体幾らですかと。相手方があるものでということで、概算はできないと答えているんです。きちんとありますから、私、議事録とってありますから。今、きちんと1億数千万円とおっしゃいましたよね。その整合性、とれないです。

私心配するのは、前回の予算、2億6,000万円、土地購入価格が2億2,000万円、坪6万円にして。大体そういう概算で見ている。鑑定範囲内でポポロ用地をお買いになるとおっしゃいましたが、解体費が今言った1億数千万円、土地評価額2億2,000万円、その差額、ある意味、相手側に便宜が図られるんじゃないですか、これ。ならば、当初の土地・建物の一括購入、まして寄附の段階で、すぐ議会に説明があってもおかしくはなかったと思うんです。

先ほど教育管理部長が、地方自治法第2条の14項、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」。やはり、市にとってどちらがよいのか、その部分です。解体費用をもって土地を無償でいただくか、土地鑑定にかけて2億数千万円で土地。考えた場合、解体費で無償譲渡のほうがよかったと思うんです、市としては。

ここの一番最後に、3月9日の予算特別委員会で我妻課長が言った、購入は地価公示価格で土地鑑定士の価格で交渉に当たる、これが最終

的な地権者との合意なのか。または、ここまで三、四回変わっていますから、ほかまた解体費を市が出して、土地を無償譲渡する、こういうこともあり得ると思います。最終的な合意の確認ですけれども、どこでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 数点ありました。順を追って答弁させていただきます。

まず、最初の1億数千万円の解体費については、これは当時の会議録、私も全部目を通してまいりました。当時、磯部部長がそういう金額を言っておりましたので、そのことを引き継いで答弁をさせていただきましたが、要するに市が解体をするに当たって、市としてきちんと解体経費の設計等を起こして見積もりはとっておりませんでした。そういう意味では、市としては概算をつくっていないと申し上げたのは、そのことであります。

では、しからばこの1億数千万円というのはどういうふうにして出てきたのかということになります。これはショッピングビルの所有者のほうと協議をいろいろさせてもらっている中で、もともと老朽化の問題を抱えておりましたので、何件かに見積もりをとった経験があると。そうした中で1億数千万円で解体できるという業界の見積もりをいただいていたという情報をいただきましたので、それを引用させていただいたものであります。

それから、誤解があるといけませんので、2億2,000万円の用地取得、これについては確かに概算で予算をとらせてもらいましたが、鑑定をかけた範囲の中で地権者と協議をさせていただいて価格交渉をするということでありまして、鑑定額、すなわちそれが対価になるということではございません。鑑定額を上限とした中で、解体経費としてどれだけの実費がかかったのか、そうした部分話し合いをさせていただいて価格を決定させていただこうというところであり

ます。

それから、どれが最終的な合意事項なのかであります。先ほど総合政策課長の答弁、24年3月の答弁を引用されましたが、これは先ほど1回目、壇上で私が答弁をさせていただいたスタンスと全く同じでありますので、今までの流れの中では、これが最終的な合意事項という認識をしております。

ただ、5月に改めて議員の方々との意見交換会をした中で、ビルの地権者のほうから土地・建物についてはあくまでも寄附なのだというお話があったというところについてはお伺いをしております。これは、公共事業に対して利益を発生させることなく、このビルを提供することによって協力をしていくんだという地権者側の意向であると理解をさせていただきます。今こういう時代になって、この事業がストップしているわけでありましたが、再開した段階で、また地権者のほうとその方向性については再度確認させていただきたいと考えております。

今回、テナントの訴訟がもう既に始まっているわけでありましたが、これについては、合理的な理由として、ビルの老朽化、経営が苦しくなっているという状況とともに、公共事業に対して協力するんだということが地権者側の合理的な理由ということで今進められておりますので、そのことも含みおきいただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○2番（鈴木章郎議員） 解体費1億数千万円、これは当時の概算で言わせてもらったということでもあります。でも、23年11月4日、総政第182号で、解体費用を本市が負担ともうたっているわけですから、ここで解体費の見積もりを出さなかったということは、職務の怠慢じゃないですか。これは出すべきだった、きちんと。

5月15日、私も全員協議会で、もしこの計画、ポポロ跡地の図書館計画が頓挫した場合、現在

発生している調査費、設計費が無駄になるというところで、損害を土地地権者に求められないかとの質問に、「口頭の契約なので、できない」と答えている。口頭なのでできないとおっしゃった。そこで、私、我妻課長のほうに問い合わせをいたしました。これは、当局の判断でなく、弁護士からの回答ですかと。これで私も課長のほうから弁護士からの答えをいただきまして、口頭約束は無効とする解釈であると。我妻課長からもらったもので、これはよろしいんですね。

なぜ聞きたいかという、私、我妻課長の答弁ではなく、きちんと弁護士さんからのお答えを欲しかったわけです。しかし、文書一つとるのも、聞いたら、20万円かかる。いいと。山形の顧問弁護士、年120万円という契約をしています。文書の確認だったら発生しないわけです。それをなぜ拒んだのか。金額発生しない、文書の確認なら。我妻課長が弁護士に相談した、その部分を私、文書に書いてもらいました。これ本当ですかと。本当ですと。言った・言わないになりますから、ならば弁護士さんの文書確認してくださいと言いましたけれども、なさらなかった。それはどうしてでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 お答えをさせていただきます。

議員のほうにお渡ししております弁護士相談メモであります。これについては、実際、弁護士と相談をしたときの、こちら側から相談を申し上げて回答をいただいた内容について、メモとして要約させてもらったものであります。

弁護士のほうには、この内容でいいですねという確認はしておりますので、御了解をいただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） だから、きちんと名前を入れて、弁護士の文書……。顧問内容できちんとうたっているんです、文書の点検等をな

すこと。これは費用は発生しません。簡単なことです。弁護士の答えをもらうのではなくて、メモですから。相談をして、文書でもらうと20万円かかると言われました。これはちょっと私も……。ならば、この文書のきちんと確認をしたいと言ったところ、拒まれました、実際。文書の確認だけです、これ。点検等をなすと、こううたっていますから、発生も何もないわけです。きちんとした証拠、私欲しいわけです。なぜ拒んだのか、非常に疑問に思っているところでございます。

実際にかかった2,000万円、これを私が市民に負わせるべきでなく、市長が負担する気はあるのかの質問に、市長として法的にはできないと思うが調べるとその当時答弁をしておりました。その後、どうであったのか、お調べになった、何法の何条に当たるのか、できないのか、お聞かせください。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 2点お答えさせていただきます。一つは、2番目の質問の損害賠償、1点目が弁護士との顧問契約の関係についてお答えします。

弁護士との顧問契約におきましては、法律相談、助言、指導、意見の陳述等いろいろありますが、通常我々が126万円の範囲内で行っている法律関係の相談につきましては、私どもであらかじめ文書をつくって、こういった法律内容の事実関係の御相談で、直接行ったり、あるいはファクスで問い合わせしたりして弁護士から意見をもらうものでございます。それをまとめたものを確認してもらう、今回はまさにその例でございますが、そういう場合、あるいは直接行って、そういった確認をさせてもらう、そういう部分でございまして、議員がおっしゃる、例えば訴訟とか弁護士の名前に判こをつけて、文書としてきちんと出してもらう場合、これは別料金になります。ですので、総合政策としては、

その部分までは必要ないと判断したと私は思っています。

それから、二つ目の損害賠償の件でございますが、損害賠償につきましては、通常は債務不履行や不法行為に基づくものというふうに考えております。不法行為が成立するためには、故意、過失、そういったものが必要なわけでございます。今回の事案は、特定の個人の権利を侵害したとか、あるいは債務不履行に至っているとか、そういう部分ではございませんので、不法行為には該当しない、それから債務不履行にもならないと考えております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 8月31日までにもしテナントが退去しない場合、ポポロビルを2期の計画にするのか、別の候補地にするのか。例えば、このまま1期、26年まで間に合わないとなった場合、継続して市長は信念を持って2期でもポポロ地で計画を進めるのか、またまちの広場、歴史公園、三つでずっと継続していくのか、この判断は、いつ決断なさるんですか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今どういう状況かといいますと、きのうから行われている一般質問、またこの後、4回ほど予定しております全員協議会等において議論を深める、そういう状況にあります。そういう状況のまだ半ばまでも行ってない、前半のほうの状況でありますので、いつ判断するかというのは、何度か重ねられる、そして先ほど申し上げましたように、議会とはそうやって議論を重ねる、市民の普通の方からは市長への手紙のような形式で御意見をいただく、そして関係団体とは話をするというか御意見をいただく、そういうことをこれからやっていくわけですので、そういう中で議論が煮詰まってくるというか熟してくるというか、そういう中で判断すべきものと思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 市民の声をとりました。市長への手紙、これで本当に市民の声が聞けるのか。ある意味、重大な事業です。市長得意の、各地区に行って意見をもらうとか、自分から行くということはなさらないんですか。どうですか、市長。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 6月、7月中に、例年行われております各地区の市長を囲む座談会が何カ所かありますので、その折に御意見を聞くということもあろうかと思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 前回、山村明議員のほうから、市民の声を聞く手段としてアンケートというのもありました。前回の図書館建設のアンケートと今回騒動になったアンケートは、恐らく違うと思います。これも必要ではないのかなど。そのアンケートも、相当な経費がかかる。それは市長みずから経費を出してやるのか。やらなければならないと思いますけれども、その辺はどうですか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 アンケートという手法、広く市民から意見を聴取する、意向を調査するという手法としては一つ考えられるものだと思いますが、今回この件につきましては、まずは議会とそれから当局側と、この問題についてさまざまな課題があるわけでありまして、これを整理する中で一定の課題の整理がついて、方向性が見出せるような状況になった後に、選択肢がいろいろなものが出てくるというのではなくて、そうした方針を示しながら市民から意見をいただくという手法としては、やはり広報に記事を載せて、それについて御意見をいただくという手法がいいのではないかというふうに判断させていただいたところであります。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 現在進んでいるポポ

口脇の解体した立体駐車場跡地ですけれども、今、更地になっているわけですね。夜、あそこで働いている方、それにまつわる方のほうから、結構夜あそこに、飲食店街、飲みに行くとき置いていた。今、置く場所がない。あそこ、飲み屋街で、一番近いんです。代行の方から、仕事が減ったと。それ、何でよと。車とめるところないものと。飲みにも行けないと。そういう声もあります。あのまま更地にずっとしていくなれば、図書館計画が決まるまであれを開放して、ある意味、無料駐車場とか、考えないですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 前職との関係で発言させていただきます。

あその駐車場につきましては、文化会館を利用する方、特に団体のお客さんが利用する際に、マイクロバス、大きいのから小さいの、いろいろありますけれども、そういった場合、主催者の責任の中でお貸しするという取り組み方で今までまいりました。ですので、当分の間、そういったことで駐車場というのは利用していきたいと考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） では、民間にもお貸ししてほしいです。そういう声があるんです、実際。夜、あいていますよね。そういう方々、出ていけば。夜、商売している方、あそこに行く方、切なる声なんです。代行なんか、本当にめっきり少なくなった。大体、飲みに行って、車あそこに置いて、あと代行頼むんだけど、今ないよと。何だと。図書館なんか要らないよと。そういう声につながっていくんです。

さっき2番目の質問で、中部地区連絡協議会会長のほうから、市民文化会館を複合施設候補地としてくれとありましたけれども、先ほどの市長の答弁で、相当費用がかかると。それは、どれくらいかかるんですか。試算でもしたんですか、きちんと。言葉でなく、現状は今ポポロ

地で建設すると22億円と建設費ありますけれども、ならば文化会館で建設した場合、どれくらいかかるのか。「費用が相当かかる」では納得しません。ちゃんと数字を出してください。ありますか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 この事業を進めてくる中で、文化会館の建てかえという部分は想定しておりませんでしたので、私どもとしては積算はしておらないところであります。

ただ、1,000名規模のホール、市民文化会館の建設ということになりますと、近隣の事例もあるわけでありますが、20億円から30億円くらいは想定しなければならぬ範囲だろうという感覚的なものは持っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 20億円から30億円ですか。私はもっと、倍までかかるのかなと。単独で、複合でなく。（「文化会館のホールの分だけで」の声あり）だけで。でも、あその部分も相当老朽化。恐らく、公共施設でも一、二番に入る施設だと思います。26年度は耐震化ですから、かかりますけれども。今、有利な補助金を使って、あそこも一緒に建てかえる、そういう案もあつてしかるべきだったと思います。最初からポポロありき。私の質問で、なぜポポロ跡地なのかと。協力があつた、老朽化したからではなく、寄附、その言葉がなぜなかったのか。寄附だからポポロになったのだと、そこがないんです。寄附から始まっている、あそこに決まったのは。それが協力だから、老朽化だから。それはおかしい。なぜポポロに決まったのか、寄附、そこでよろしいですね。確認。そこから始まったということ、あそこに決まったのは。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 先ほど壇上でもそこは明確に答弁をしたつもりであります。当初は寄

附という申し出からスタートしたということ
あります。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） わかりました。

最後の、NHK放送中継所の移転について陳情書が出されておりますが、今の三つの候補地で、ポポロがだめ、まちの広場だめ、ならば最後、歴史公園となったとき、この歴史公園の次、ではその歴史はどこへ行くんだと。ならば、景観的にもいい、今あるNHKの放送局ですか、あそこが非常にいいと思うんですけども、あそこが昭和27年で、60年以上も無償でお貸ししているんですね。私、その契約内容を求めたところ、お貸しする期間は、米沢放送局が存続期限とあります。現在の建物には、米沢ラジオ中継放送所と表示されており、当時の契約相手は米沢放送局、現在なくなっているわけです。契約では無効ではないんですか、これ。一つ、ここお聞きします。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 何せ、昭和27年1月当時にやった契約でありますので、相当な時間が経過しております。その中で改築も経験しております。当時、何年だったかは私もそこまで今資料を持ち得ておりませんが、そうした改築の段階でも継承、引き継いでやってきたというのが市の当時の考え方であったように思います。そうした流れの中で、ただ時代背景が今相当変わってきておりますので、率直に、この契約が未来永劫ずっと続いていくのかという部分についても、これはNHK側と再度確認をさせていただく必要があるかなと思っておりますので、今交渉が再スタートしたばかりだというふうに申し上げましたが、これからそういった部分についても協議をさせていただきたい、確認していきたいと考えております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 市も財政が本当に厳

しくなっております。こういう土地を貸して、少しでも財源が豊かになればということでこれを質問するんですけども、契約時、建物は木造となっております。これ、登記簿で私確認しましたから。契約当時は木造となっているが、現在は建てかえられて、堅固建築物。堅固というのは、土蔵、レンガづくり、コンクリート、ブロック等の建物となっている。現在は、木造から、非堅固から、今堅固になっているわけです。そうすると、建てかえられた場合、改めて契約をしなければならなかったのではないのでしょうか。これ、昔からの、現在ない米沢放送局。現在は「中継所」ですからね。これは契約の見落としはなかったのか、ここをお伺いします。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今、そこまで、細かい部分について通告がありませんでしたので、今知り得ているところではありません。

なお、さかのぼって、それらの形跡についてはたどってみる必要があるというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 以上で22番鈴木章郎議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○佐藤 兵議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 4時03分 散 会

